

(平成22年6月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	244 件
国民年金関係	23 件
厚生年金関係	221 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	72 件
国民年金関係	27 件
厚生年金関係	45 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年10月から平成元年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月から平成元年6月まで

私は、元夫が会社を辞め、その後に始めた事業もうまくいかずに家出したこと等から生活に困り、申立期間の国民年金保険料の免除申請手続を民生委員に依頼した。申立期間が保険料免除期間となっておらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和63年10月から元年3月までの期間については、申立人の国民年金保険料の免除申請手続を民生委員に依頼するに至った経緯等の説明は具体的であり、当該期間当時、申立人が居住する市では、民生委員が国民年金制度の案内や住民から依頼があれば免除申請書類などを取り扱っていたとしているなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間のうち、平成元年4月から同年6月までの期間については、保険料の免除申請手続は年度ごとに行う必要があるが、申立人は平成元年度の保険料の免除申請手続に関する記憶が曖昧である。また、オンライン記録により、平成3年1月に過年度納付書が発行されていること、平成3年10月11日に、当該期間直後の元年7月から10月までの保険料の納付記録が追加されていることから、当該期間を含む元年10月までの期間は、申請免除期間ではなく、未納期間であったと推測され、当該期間については、免除されていなかったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年10月から平成元年3月までの期間の保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年2月から49年9月まで
② 昭和53年7月から同年9月まで

私は、国民年金制度が始まったころに国民年金に加入し、厚生年金保険に加入していた期間を除き、継続して国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は3か月と短期間であり、申立人は、昭和49年10月以降は当該期間を除き、60歳到達時まで国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、当該期間当初の昭和46年2月に離婚し、47年4月に居住していた区から別の市に転居していることが戸籍の附票で確認でき、申立人は、当該転居当時に転居先の市で国民年金の再加入^{あいまい}したかどうかの記憶が曖昧であること、オンライン記録上、当該転居から約2年半経過した49年10月分から保険料の納付が再開されているが、申立人は、さかのぼって保険料を納付したのは当該期間後の申請免除期間の追納のみとしており、納付再開後にさかのぼって保険料を納付した記憶は無いことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から48年3月まで

私は、働いていた店の店主から強く勧められ、区の出張所で国民年金の加入手続をした。申立期間の国民年金保険料は自分で区の出張所に行き、納付書で納付したことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月間と短期間であり、申立人は、申立期間及び昭和58年度の6か月間を除き国民年金保険料をすべて納付済みである。

また、申立人は、区の出張所で納付書により申立期間の保険料を納付していたと説明しており、当時申立人が居住していた区では、昭和45年7月から納付書制度を実施しており、区の出張所において納付書納付に係る保険料の収納を取り扱っていたことが確認できることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から55年3月までの期間及び56年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 10 月から 55 年 3 月まで
② 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和46年に婚姻して転居した区で、国民年金の住所変更手続きをして国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年7月以降、申立期間を除き60歳到達時まで国民年金保険料をおおむね納付している。

申立期間①については、申立人は、昭和46年9月に婚姻のため、区役所で国民年金の住所変更手続きをした際、自身の年金手帳の住所欄に転居した住所が記載され、区名を押印されたと具体的に説明しており、当時の住所変更手続きの事務内容と合致している。また、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿にも転居した区名及び「46. 12. 27」の日付があり、行政側も申立人の転居の履歴を把握していたと考えられる上、保険料の納付方法及び納付場所等に関する申立人の記憶は具体的であるなど、申立内容に不自然さはみられない。

申立期間②については、3か月と短期間であり、申立人は、当該期間の保険料は残高不足で口座引き落としができなかったと通知が来たため、郵便局で当該期間の保険料を払ったと説明しており、口座引き落としでの残高不足の場合の保険料納付方法と合致するなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から40年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の直後から60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は12か月と短期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年4月時点では、当該期間の保険料を現年度納付することが可能であり、保険料を納付したとする申立人の母親は、60歳に至るまでの保険料をすべて納付しており、当時同居していたとする弟も、当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から同年 12 月まで

私は、20 歳になった昭和 53 年に国民年金の加入手続を行い、以後、納付書で国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立期間の前後は納付済みである。また、申立人は昭和 57 年 6 月に転居していることが戸籍附票で確認でき、申立人が現在所持する国民年金手帳の住所欄には同年 9 月 20 日付けで転居した先の住所地が記載されていることから、申立人は同年 9 月に国民年金の住所変更手続を行ったものと推察され、当該時点では、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であることなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情もみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から42年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から42年2月まで
私は、昭和37年に国民年金に加入してから、42年3月に勤務していた会社が厚生年金保険適用事業所になるまで、国民年金保険料を納付していた。41年10月から同年12月までの保険料は勤務先で私が集金人に納付し、42年1月及び同年2月の保険料は会社が納付してくれていたはずであり、国民年金保険料が控除されている給与明細書も所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間の1回のみであり、申立人は昭和37年4月から申立期間直前の41年9月まで、国民年金保険料をおおむね3か月ごとに現年度納付していることが申立人の所持する国民年金手帳により確認でき、申立期間の保険料も現年度納付することが可能であった。

また、申立期間のうち昭和41年10月から同年12月までの期間については、当時同僚であった現在の雇用主も当該期間の保険料が納付済みであり、申立期間のうち42年1月及び同年2月については、申立人が所持する給与明細書に国民年金保険料として給与から控除された記載があり、上記雇用主は、「申立人は家族同然であり、給与明細書に記載されているのであれば、当時の経理担当者が間違いなく納付していたと思う。」と証言しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

私は、父と一緒に私の国民年金の加入手続を行い、その後に結婚、転居などはあったが国民年金保険料の納付は忘れたことがない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間の 1 回のみであり、申立人は、20 歳になった昭和 42 年*月から申立期間を除き 60 歳到達時までの国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間の前後を通じて申立人の住所や申立人の夫の職業に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和53年10月から54年3月までの期間、54年7月から55年3月までの期間及び56年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和53年10月から54年3月まで
② 昭和54年7月から55年3月まで
③ 昭和56年10月から同年12月まで

私は、勤務先の社長に勧められ国民年金に加入し、国民年金保険料は結婚するまでは私が近くの郵便局又は区の出張所で納付した。結婚後は夫婦二人分の保険料を妻が当該出張所で納付しており、妻の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料は未納となっている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、6か月及び9か月と短期間であり、いずれも前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。また、申立人は、納付書により郵便局又は区の出張所で保険料を納付したと説明しており、当時の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

婚姻後の申立期間③については、3か月と短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みであること、夫婦二人分の納付を行ったとしている妻は、納付書により区の出張所で納付したと説明しており、当時の納付方法と合致していること、妻の当該期間の保険料は納付済みであることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月から同年8月まで
② 昭和47年4月から48年3月まで
③ 昭和61年9月

私は、結婚後しばらくしてから夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。加入の際、区の職員からさかのぼって国民年金保険料を納付できると言われ、貯金をおろし、夫婦二人分の結婚後の未納分の保険料を納付した。以後、元夫の職業が安定しなかったため、元夫が退職する都度、夫婦二人の加入手続を行い、納付書で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、12か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号が夫と連番で払い出された昭和47年12月時点で当該期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能であり、申立人は昭和47年度分の保険料納付書を受け取っていたものと考えられること、当該期間直後の期間の保険料は納付済みとなっていることなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、上記の手帳記号番号払出時点で当該期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人は、過年度保険料の納付方法、納付場所、納付書の枚数、納付書の様式、納付金額等の記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間は、平成7年12月に夫の厚生年金の記録変更により第3号被保険者から未納期間に記録訂正が行われた期間であり、当該記録訂正時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和44年1月から同年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を区役所で行ってくれた。申立期間①については、私が母に生活費として渡していた中から毎月国民年金保険料を区役所窓口で納付してくれていた。申立期間②については、転居後に母が保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間であり、申立人は、昭和38年4月以降、当該期間を除き国民年金保険料をすべて納付済みである。また、当該期間の前後の期間の保険料は現年度納付されていることが特殊台帳により確認できるなど、当該期間の保険料を納付していたとする申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人には、国民年金手帳の記号番号が2回払い出されており、1回目の手帳記号番号は昭和36年4月に払い出されているが、当該手帳記号番号による納付記録は無く、申立人は、当時居住していた区において平成21年7月まで不在扱いとして管理されていたことがオンライン記録により確認できる上、手帳記号番号が連番で払い出されている姉も、当該手帳記号番号によ

る納付記録はない。さらに、2回目の手帳記号番号が姉と連番で払い出された38年8月時点では、当該期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人には保険料をさかのぼって納付してもらったという記憶はなく、姉も申立人と同様に38年4月から保険料の納付を開始していることなど、申立人の母親が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年1月から59年3月まで
② 昭和60年4月から同年6月まで

私は、会社退職後、国民年金の加入手続を行い、送付されてきた納付書で夫の分と一緒に国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は3か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和61年3月時点で、当該期間の保険料を現年度納付することが可能であること、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みであり、直前の昭和59年度の保険料は過年度納付されていることなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が納付したとする金額は当該期間当時の保険料額と大きく異なっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和61年3月時点では、当該期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人には、現在所持する国民年金手帳以外の手帳を受領、所持した記憶はないなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見

当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年3月から同年7月までの期間及び41年10月から42年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年3月から同年7月まで
② 昭和41年10月から42年11月まで

私は、昭和41年3月ごろ、自宅アパートに来た区役所職員に勧められて国民年金に加入した。その後は、43年10月に会社に就職するまで国民年金の資格喪失手続をせず、国民年金保険料を定期的に印紙検認で区の集金人に納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後は60歳に至るまで、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、昭和52年1月以降は大部分の期間の保険料を前納している。

また、申立人は、自宅に来た区役所職員から国民年金の加入勧奨を受けた際に加入手続を行い、その後は区の集金人に印紙検認により保険料を納付していたと具体的に説明しており、申立人が説明する納付方法は、申立人が当時居住していた区の保険料徴収方法と合致している上、納付したとする保険料額は、当時の保険料額と合致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年3月から同年7月までの期間及び41年10月から42年11月までの期間の国民年金保険料相当額を納付していたものと認められる。しかしながら、申立期間のうち、昭和42年6月から同年11月までの期間については、申立人は厚生年金保険加入期間であるから、当該期間を納付済期間として記録を訂正することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から46年3月までの期間及び46年10月から50年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月から46年3月まで
② 昭和46年10月から50年5月まで

私は、昭和46年9月ころに20歳になった44年*月までさかのぼって国民年金保険料を納付した。また、その後50年5月に結婚して転居するまで定期的に保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和44年12月ころに払い出されていることが確認でき、当該期間直後の46年4月から同年9月までの国民年金保険料は納付済みとなっている上、申立人が保険料をさかのぼって納付したとする46年9月ころには、申立期間①の保険料を過年度納付することが可能であり、まとめて納付したとする金額は、当該期間及び前記納付済期間の保険料を一括納付した場合の保険料額におおむね一致している。

また、申立期間②については、申立人が記憶している保険料額は、当時の保険料額とおおむね一致しており、申立人が3か月毎に納付書が届いたとする説明及び集金人が訪ねて来たこともあるとする説明は、当時居住していた区の収納方法と合致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7568

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続をして、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和47年11月に払い出されていることが確認でき、当該時点で申立期間の保険料は現年度納付することが可能であり、申立人の保険料を納付していたとする母親は、申立期間の保険料が納付済みである上、申立期間当時、申立人と同居していたとする兄も、申立期間の保険料が納付済みである。

また、申立人が所持する申立期間の国民年金保険料振込通知書兼領収証書には、一部漏れがあるものの、様式及び記載状況等から当時作成されたものと認められ、納付がなされたものと考えられるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月から7年3月まで

私は、平成7年3月に転居した後、転居前の未納期間の国民年金保険料を納付するよういわれ、後日保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、転居後に行政機関から申立期間の保険料を納付するよういわれたため保険料を納付したと主張しており、オンライン記録から平成7年9月に申立期間の保険料の納付書が発行されていることが確認でき、納付したとする金額は当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年10月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月から6年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行った1か月後ぐらいに納付書が届いたため、申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付している。

また、オンライン記録では、申立人の手帳記号番号が払い出された約1か月後の平成7年8月に厚生年金保険加入期間後の同年6月から同年8月までの保険料を納付していることが確認でき、申立人の母親が納付したとする金額は、この現年度保険料の金額及び申立期間の過年度保険料の金額を合わせた額におおむね一致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7574

第1 委員会の結論

申立人の平成15年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年2月及び同年3月

私は、申立期間の国民年金保険料については、社会保険事務所（当時）に行って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、2か月と短期間の1回のみであり、申立人は、昭和46年4月以降、申立期間を除き60歳到達時まで、国民年金保険料をすべて納付している。

また、当時、事業で多忙であったため当該期間の保険料の納付を失念したものの、社会保険事務所からの納付勧奨を受けてすぐに社会保険事務所を訪れ、当該納付を行ったとする申立人の説明は、具体的であり、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立人の平成15年分の所得税の確定申告書には、社会保険料控除として、平成15年1月から12月までの12か月分の国民年金保険料を支払っていたことが記載されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 7 月から 56 年 2 月までの付加保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 12 月から 47 年 7 月まで
② 昭和 50 年 3 月から 51 年 5 月まで
③ 昭和 52 年 7 月から 56 年 2 月まで

私は、昭和 50 年 3 月に夫婦二人の国民年金の加入手続をした際、申立期間①の未納期間の保険料を納付するように言われ、国民年金保険料をさかのぼって納付した。加入手続をして以降は、厚生年金加入期間、昭和 61 年 2 月及び 3 月を除き、私が夫婦二人分の付加保険料を含む保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 51 年 7 月に夫婦連番で払い出され、夫婦は、同年 6 月から当該期間直前までの国民年金保険料は付加保険料を含め納付済みであること、申立人は、当該期間後の厚生年金加入期間に挟まれた国民年金加入期間の保険料は付加保険料を含めて納付されていること（この国民年金加入期間中の 61 年 2 月及び同年 3 月については、納付期限後に納付されたことから、オンライン記録では定額保険料のみが納付済み）など、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が納付したとする金額は、当該期間の保険料を第 2 回特例納付及び第 3 回特例納付により納付した場合のいずれの場合の金額とも相違すること、当該期間は未加入期間で、制度上、保険料をさかのぼって納付することができない期間であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる

事情も見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が当該期間のうち昭和51年3月までの保険料及び51年4月以降の付加保険料（以下「当該期間の申立てに係る保険料」という。）を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料額の記憶が曖昧であること、上記の申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間のうち50年3月分は過年度保険料となるが、申立人は、当該期間の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしており、付加保険料は納付期限後に納付することができないことなど、申立人が当該期間の申立てに係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年7月から56年2月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年7月から平成3年1月までの付加保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年3月から51年5月まで
② 昭和52年7月から平成3年1月まで

私の妻は、昭和50年3月に夫婦二人の国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の付加保険料を含む国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和51年7月に夫婦連番で払い出され、夫婦は、同年6月から当該期間直前までの国民年金保険料は付加保険料を含め納付済みであること、申立人の妻は、当該期間後の厚生年金加入期間に挟まれた国民年金加入期間の保険料は付加保険料を含めて納付されていること（この国民年金加入期間中の61年2月及び同年3月については、納付期限後に納付されたことから、オンライン記録では定額保険料のみが納付済み。）など、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の妻が当該期間のうち昭和51年3月までの保険料及び51年4月以降の付加保険料（以下「当該期間の申立てに係る保険料」という。）を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、妻は、当該期間の保険料額の記憶が曖昧であること、上記の申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間のうち50年3月分は過年度保険料となるが、妻は、当該期間の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしており、付加保険料は納付期限後に納付することができないことなど、申立人が当該期間の申立てに係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年7月から平成3年1月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から同年3月まで

私は、昭和57年11月に動物病院を開業し、妻と一緒に生活を始めて以降、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきた。妻の保険料が納付済みとなっているのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、昭和57年4月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする妻は、申立期間の保険料を納付済みであり、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年7月

私の母は、私と父の国民年金保険料を納付してくれていた。父の保険料は納付済みであるのに、私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は1か月と短期間である。また、オンライン記録により、申立期間前後の保険料は現年度納付されていることが確認でき、申立期間については、申立人の母親と一緒に納付していたとする申立人の父親の保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年2月から48年9月までの期間及び49年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年1月
② 昭和45年2月から48年9月まで
③ 昭和49年4月から同年6月まで

私の妻は、夫婦の申立期間の国民年金保険料を納付していた。妻が納付済みの期間は、私の保険料も納付している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、3か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。申立期間②については、申立人は昭和45年2月に国民年金に再加入していることが年度別納付状況リストにより確認できることから、当該期間の保険料を納付することが可能であり、また、夫婦の当該期間の保険料を納付していたとする妻は、昭和37年4月以降、申立期間も含め保険料をすべて納付済みであるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和45年2月に国民年金に再加入しており、当該期間は未加入期間であることから、制度上、保険料を納付することができないなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年2月から48年9月までの期間及び49年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年7月5日に支給された賞与において、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年7月5日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。当該賞与に係る記録を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、平成16年7月5日に同社から賞与の支払を受け、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳に記載されている保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
9299	男		昭和29年生		136万7,000円
9300	女		昭和44年生		56万8,000円
9301	男		昭和27年生		150万円
9302	男		昭和25年生		108万2,000円
9303	男		昭和31年生		150万円
9304	男		昭和34年生		116万5,000円
9305	男		昭和35年生		121万4,000円
9306	男		昭和24年生		86万2,000円
9307	男		昭和29年生		145万2,000円
9308	男		昭和36年生		106万7,000円
9309	男		昭和45年生		77万7,000円
9310	男		昭和38年生		75万3,000円
9311	男		昭和30年生		111万7,000円
9312	男		昭和28年生		123万3,000円
9313	男		昭和35年生		141万6,000円
9314	男		昭和39年生		92万8,000円
9315	男		昭和43年生		87万7,000円
9316	男		昭和44年生		71万8,000円
9317	男		昭和43年生		94万2,000円
9318	男		昭和48年生		64万2,000円
9319	男		昭和27年生		109万8,000円
9320	男		昭和37年生		86万7,000円
9321	女		昭和25年生		32万9,000円
9322	女		昭和42年生		55万3,000円
9323	男		昭和42年生		72万円
9324	男		昭和37年生		92万2,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
9325	男		昭和22年生		61万9,000円
9326	男		昭和43年生		74万円
9327	女		昭和28年生		74万8,000円
9328	女		昭和28年生		29万7,000円
9329	男		昭和21年生		90万7,000円
9330	男		昭和29年生		101万6,000円
9331	男		昭和25年生		83万7,000円
9332	男		昭和26年生		94万8,000円
9333	男		昭和31年生		115万8,000円
9334	男		昭和31年生		96万7,000円
9335	男		昭和34年生		100万4,000円
9336	男		昭和37年生		91万5,000円
9337	男		昭和35年生		83万7,000円
9338	男		昭和38年生		78万4,000円
9339	男		昭和41年生		63万1,000円
9340	男		昭和37年生		89万6,000円
9341	男		昭和40年生		61万円
9342	男		昭和37年生		72万3,000円
9343	男		昭和35年生		116万5,000円
9344	男		昭和47年生		71万6,000円
9345	男		昭和46年生		66万2,000円
9346	男		昭和42年生		79万9,000円
9347	男		昭和38年生		66万9,000円
9348	男		昭和36年生		67万1,000円
9349	男		昭和47年生		56万8,000円
9350	男		昭和26年生		85万7,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
9351	男		昭和45年生		66万1,000円
9352	男		昭和50年生		64万4,000円
9353	男		昭和49年生		52万5,000円
9354	男		昭和37年生		44万3,000円
9355	男		昭和22年生		87万6,000円
9356	男		昭和23年生		93万2,000円
9357	男		昭和23年生		86万9,000円
9358	男		昭和24年生		96万4,000円
9359	男		昭和24年生		95万6,000円
9360	男		昭和32年生		120万1,000円
9361	男		昭和22年生		126万7,000円
9362	男		昭和39年生		98万5,000円
9363	男		昭和23年生		128万4,000円
9364	男		昭和42年生		73万8,000円
9365	女		昭和43年生		50万3,000円
9366	男		昭和27年生		106万円
9367	男		昭和23年生		148万4,000円
9368	女		昭和47年生		37万6,000円
9369	男		昭和24年生		89万7,000円
9370	男		昭和25年生		96万円
9371	女		昭和42年生		43万1,000円
9372	男		昭和25年生		94万8,000円
9373	男		昭和38年生		53万5,000円
9374	男		昭和31年生		113万4,000円
9375	男		昭和32年生		91万2,000円
9376	男		昭和40年生		80万3,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
9377	男		昭和36年生		95万3,000円
9378	男		昭和26年生		101万5,000円
9379	男		昭和43年生		56万6,000円
9380	男		昭和30年生		96万1,000円
9381	男		昭和34年生		150万円
9382	男		昭和28年生		150万円
9383	男		昭和32年生		150万円
9384	男		昭和38年生		87万4,000円
9385	女		昭和38年生		83万3,000円
9386	男		昭和39年生		92万7,000円
9387	男		昭和37年生		126万5,000円
9388	男		昭和35年生		93万1,000円
9389	男		昭和42年生		90万6,000円
9390	男		昭和22年生		82万円
9391	女		昭和42年生		73万6,000円
9392	男		昭和40年生		67万2,000円
9393	男		昭和24年生		150万円
9394	男		昭和30年生		150万円
9395	男		昭和34年生		126万7,000円
9396	男		昭和34年生		104万1,000円
9397	男		昭和37年生		102万2,000円
9398	女		昭和38年生		75万2,000円
9399	男		昭和38年生		96万円
9400	男		昭和40年生		82万3,000円
9401	男		昭和44年生		82万9,000円
9402	男		昭和29年生		150万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
9403	男		昭和37年生		96万1,000円
9404	男		昭和33年生		129万9,000円
9405	男		昭和41年生		71万円
9406	男		昭和33年生		119万9,000円
9407	男		昭和44年生		84万5,000円
9408	男		昭和42年生		88万9,000円
9409	男		昭和51年生		73万円
9410	男		昭和25年生		136万7,000円
9411	男		昭和40年生		83万3,000円
9412	男		昭和38年生		113万1,000円
9413	男		昭和42年生		73万6,000円
9414	男		昭和43年生		79万2,000円
9415	男		昭和51年生		65万1,000円
9416	男		昭和52年生		59万1,000円
9417	男		昭和26年生		143万5,000円
9418	男		昭和26年生		119万9,000円
9419	男		昭和27年生		102万8,000円
9420	女		昭和30年生		73万5,000円
9421	男		昭和35年生		101万2,000円
9422	男		昭和41年生		80万4,000円
9423	男		昭和26年生		98万2,000円
9424	男		昭和33年生		136万7,000円
9425	男		昭和36年生		105万6,000円
9426	男		昭和36年生		92万6,000円
9427	男		昭和39年生		102万9,000円
9428	女		昭和49年生		46万7,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
9429	男		昭和30年生		98万5,000円
9430	男		昭和32年生		128万2,000円
9431	女		昭和35年生		133万1,000円
9432	男		昭和37年生		113万1,000円
9433	男		昭和43年生		65万1,000円
9434	男		昭和27年生		126万7,000円
9435	男		昭和33年生		136万7,000円
9436	男		昭和39年生		74万円
9437	男		昭和30年生		128万4,000円
9438	男		昭和33年生		121万6,000円
9439	男		昭和42年生		88万5,000円
9440	男		昭和37年生		100万2,000円
9441	男		昭和39年生		84万7,000円
9442	男		昭和42年生		90万7,000円
9443	男		昭和47年生		59万1,000円
9444	男		昭和40年生		101万1,000円
9445	男		昭和45年生		82万6,000円
9446	男		昭和51年生		62万8,000円
9447	男		昭和54年生		52万8,000円
9448	男		昭和23年生		150万円
9449	男		昭和26年生		146万9,000円
9450	男		昭和38年生		90万7,000円
9451	男		昭和39年生		90万3,000円
9452	男		昭和28年生		48万円
9453	男		昭和22年生		130万1,000円
9454	男		昭和24年生		133万3,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
9455	男		昭和31年生		119万9,000円
9456	男		昭和34年生		116万5,000円
9457	男		昭和38年生		101万8,000円
9458	男		昭和38年生		85万円
9459	男		昭和41年生		86万6,000円
9460	女		昭和41年生		77万2,000円
9461	男		昭和45年生		72万2,000円
9462	男		昭和45年生		88万1,000円
9463	男		昭和31年生		150万円
9464	男		昭和40年生		95万1,000円
9465	男		昭和42年生		96万9,000円
9466	男		昭和44年生		90万4,000円
9467	男		昭和51年生		63万4,000円
9468	男		昭和27年生		57万6,000円
9469	男		昭和36年生		95万2,000円
9470	男		昭和32年生		133万3,000円
9471	女		昭和33年生		32万5,000円
9472	男		昭和35年生		141万6,000円
9473	男		昭和36年生		93万4,000円
9474	男		昭和35年生		84万5,000円
9475	男		昭和40年生		78万9,000円
9476	男		昭和42年生		90万7,000円
9477	男		昭和42年生		90万2,000円
9478	男		昭和45年生		83万9,000円
9479	男		昭和44年生		70万3,000円
9480	男		昭和42年生		82万4,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
9481	男		昭和45年生		70万7,000円
9482	男		昭和46年生		69万9,000円
9483	男		昭和46年生		71万2,000円
9484	女		昭和41年生		19万6,000円
9485	男		昭和26年生		105万9,000円
9486	男		昭和28年生		140万1,000円
9487	男		昭和40年生		81万3,000円
9488	女		昭和28年生		33万8,000円
9489	女		昭和42年生		69万4,000円
9490	男		昭和44年生		73万9,000円

第1 委員会の結論

申立人の各申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の各申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年10月10日
② 平成15年11月28日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正により記録の訂正を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、各申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、各申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
9491	男		昭和18年生		平成15年10月10日	68万 6,000円
					平成15年11月28日	150万 円
9492	男		昭和18年生		平成15年11月28日	147万 円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 4 月 20 日
② 平成 18 年 4 月 20 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の源泉徴収票を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人より提出があった源泉徴収票により、申立人は申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記源泉徴収票において確認できる保険料控除額から、150万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和38年4月1日、資格喪失日が42年10月6日とされ、当該期間のうちの申立期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年10月6日とし、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月21日から同年10月6日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失日訂正確認通知書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和42年10月6日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所（当時）の申立人のA社における昭和42年8月の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務手続を誤ったとして、申立人のA社本社に係る資格喪失日を昭和42年9月21日から同年10月6日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権

利が時効により消滅した後の平成 22 年 1 月 8 日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 42 年 9 月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成4年4月から同年6月までの期間については30万円に、同年7月から5年9月までの期間については34万円に、同年10月から6年8月までの期間については32万円にそれぞれ訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から6年9月11日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、給与から控除された厚生年金保険料から求められる標準報酬月額より低い金額となっているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年4月から同年6月までの期間については30万円、同年7月から5年9月までの期間については34万円、同年10月から6年8月までの期間については32万円とそれぞれ記録されていたが、同年4月28日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録が4年4月1日まで遡^{そきゅう}及して、すべて8万円に減額訂正されていることが確認できる。なお、6年4月28日付けの減額訂正は、申立人以外の従業員等7人についても4年4月1日又は資格取得時^{そきゅう}まで遡及して行われている。

また、このことについて、A社の経理担当取締役は、「申立期間当時、当社の経営状況が悪く、社会保険料の未納があったことから、社会保険事務所の担当者から当該未納額を減らすための方法について話があった。」と述べている。

さらに、前述の標準報酬月額が減額訂正されている従業員のうち一人から提出された給与明細書における厚生年金保険料の控除額は、減額訂正前の標準報

酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成6年4月28日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正に係る処理は事実に即したものと考えるべく、申立人について4年4月1日に^{そきゅう}遡及して減額訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、適正な記録訂正があったとは認められない。このため、A社における申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、事業主が、当初、社会保険事務所に届け出た4年4月から同年6月までの期間は30万円に、同年7月から5年9月までの期間は34万円に、同年10月から6年8月までの期間は32万円にそれぞれ訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年7月1日から同年12月23日まで
ねんきん定期便の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額に誤りがあるので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成11年3月11日）より後の12年6月5日付けで、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初記録されていた50万円から9万2,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、A社の取締役であったことが確認できるが、同社の総務部長は、「申立人は営業担当として勤務しており、社会保険の手続に関与していなかった。」と供述していること、及び申立人が上記訂正処理日より前の平成10年12月22日に同社を退職していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和25年4月1日に、A社C営業所における資格喪失日に係る記録を同年6月1日に、A社D営業所における資格喪失日に係る記録を29年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額をそれぞれ8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年1月31日から同年4月1日まで
② 昭和25年5月21日から同年6月1日まで
③ 昭和29年1月1日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの申立期間に異動はあったが継続して勤務していたので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の従業員の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和25年4月1日に同社B営業所から同社C営業所に、同年6月1日に同社C営業所から同社D営業所に、29年3月1日に同社D営業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和24年12月、25年4月、及び28年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、それぞれ8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無

いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格取得日は昭和20年7月1日、資格喪失日は21年11月16日であると認められること及び同社本社の資格取得日は21年11月16日であることが認められることから、厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年7月から21年3月までは40円、同年4月から同年10月までは60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年7月1日から21年4月1日まで

社会保険事務所(当時)に確認したところA社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に本支店間の異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有する人事原簿により、申立人は同社に申立期間を含み継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社が保有する厚生年金保険台帳及び厚生年金保険資格記録証明書により、同社では、申立人は、申立期間を含む昭和19年10月1日から23年7月1日までの間、厚生年金保険被保険者として、昭和19年10月1日から20年7月1日までは同社本社、同年7月1日から21年11月16日までは同社B支店、同年11月16日から23年7月1日までは同社本社で加入したとしている。

一方、オンライン記録には申立人がA社B支店に勤務したとしている昭和20年7月1日から21年4月1日までの厚生年金保険被保険者記録が無い上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、申立人の被保険者記録は見当たらない。

しかし、A社B支店に係る当該被保険者名簿には、38人分のみしかマイクロフィルムに保存されておらず、健康保険被保険者番号が10番目以降の番号が欠落している上、申立人が記憶する同僚の厚生年金保険の加入記録は、オン

ライン記録及び厚生年金保険記号番号払出簿では被保険者記録が確認できるものの、当該被保険者名簿には当該同僚の記録が確認できないなど、社会保険事務所の同社B支店に係る当該被保険者名簿の管理に不備が見受けられる。

また、申立人のA社本社における二度目の資格取得日は、オンライン記録では、昭和21年4月1日と記録されているのに対し、当該被保険者名簿では、同年11月16日と記録されており、当該資格取得日に係るオンライン記録及び当該被保険者名簿の記録が相違していることが確認できる。

これらのことについて、A社B支店の所在地を管轄する年金事務所及び日本年金機構事務センターは、当該被保険者名簿の原本が保存されていないこと及び被保険者資格取得日が相違していることの原因について、それぞれ不明としている。

さらに、A社が保有する、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更（算定基礎）届によると、社会保険事務所の受付印が押されていないため、受理されたものか否かは不明であるが、昭和21年4月に申立人を含む複数の従業員の標準報酬月額の変更届を提出するため記入されたことが確認でき、加えて、当該届に記載されている従業員のうち、社会保険事務所の同社B支店に係る当該被保険者名簿で加入記録が確認できる二人については、昭和21年4月に当該届のとおり標準報酬月額が変更されていることが確認できる。

以上のことから、社会保険事務所における申立人に係る厚生年金保険記録の管理は十分に行われていなかったものと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が、A社B支店において、昭和20年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、21年4月1日に月額変更、同年11月16日に資格喪失し、同日付けで同社本社において資格取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、A社が保有する健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更（算定基礎）届から昭和20年7月から21年3月までは40円、同年4月から同年10月までは60円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和53年2月27日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、17万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月26日から53年2月27日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社の工場には、会社が倒産するまで工員として継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において、申立人と勤務形態や業務内容の同質性の高い複数の同僚が、「申立人を含め社員全員が、会社が倒産するまで勤務していた。」旨供述しており、同社の複数の従業員が提出した給与明細書により、昭和53年1月分の給与から保険料控除が確認でき、申立人が、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(53年2月27日)まで継続して勤務していたことが認められる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿では、同社が適用事業所でなくなった昭和53年2月27日の後の同年3月23日付けで、申立人の被保険者資格を52年8月26日にさかのぼって喪失する処理が行われていることが認められる上、複数の従業員は、同社が適用事業所でなくなった日に資格喪失している記録を、51年11月30日にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人が昭和 52 年 8 月 26 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の A 社における資格喪失日は 53 年 2 月 27 日であると認められる。

また、昭和 52 年 8 月から 53 年 1 月までの期間に係る標準報酬月額については、52 年 7 月のオンライン記録から、17 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②については、A社本社の資格喪失日に係る記録を昭和36年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とし、申立期間③については、同社本社の資格取得日に係る記録を37年9月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年11月1日から28年11月1日まで
② 昭和36年3月1日から同年7月1日まで
③ 昭和37年9月15日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間にそれぞれ勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、雇用保険の加入記録及び申立人が所持する当該期間の給与明細書から、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和36年7月1日付けでA社C出張所が適用事業所になる以前は、同社本社において厚生年金保険に加入）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、上記給与明細書における保険料控除額から、1万8,000円とすることが妥当である。

申立期間③については、雇用保険の加入記録及び申立人が所持する昭和37年9月15日付けのA社C出張所から同社本社への異動に係る辞令通知書から

判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（37年9月15日にA社C出張所から同社本社へ異動）、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、社会保険事務所のA社本社における申立人の昭和37年10月の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②及び③について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、現在の事業主は、「当社はA社の商号の譲渡を受けた会社であり、申立期間当時の会社は消滅会社であることから、不明である。」とし、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失及び取得に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①については、雇用保険の加入記録から、申立人がA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社B出張所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和28年11月1日であり、申立期間①は適用事業所となっておらず、また、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証に記載された資格取得日は、同社B出張所が適用事業所となった日付と一致している。

さらに、当時の社会保険事務担当者は、適用事業所になる前は厚生年金保険料の給与からの控除は無かったと思うとしており、加えて、複数の従業員は、適用事業所になる前の厚生年金保険料の給与からの控除については不明としている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係るA社における資格喪失日は、昭和44年9月25日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者の資格喪失日に係る記録を44年9月25日に訂正し、同年3月から同年8月までの期間に係る標準報酬月額については、6万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月15日から同年6月1日まで
② 昭和44年3月31日から同年12月1日まで
③ 昭和47年5月28日から51年8月2日まで
④ 昭和52年11月1日から53年4月1日まで

A社で勤務していた申立期間①及び②並びにB社に勤務していた申立期間③及び④の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの会社に勤務していたことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和44年3月31日から同年9月25日までの期間については、A社の元事業主が提出している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び同社の複数の同僚の供述により、申立人は、当該期間において、同社に継続して勤務していたものと認められる。

また、社会保険事務所（当時）が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同社の元事業主が提出している上述の資格喪失確認通知書によると、申立人の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和44年9月18日の後の同年9月25日付けで同年3月31日に遡^{そきゅう}及して処理されていることが確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社の解散日は、昭和49年12月*日であることが確認できる上、申立期間において同社の被保険者であった22名の者が、申立人と同様、昭和44年9月25日付けで、資格喪

失日を同年3月31日として^{そきゅう}遡及して処理されており、また、同社が^{そきゅう}遡及して適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、同社は、上記処理日において、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人について、^{そきゅう}遡及して昭和44年3月31日に被保険者資格を喪失したとする処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、当該喪失処理が行われた同年9月25日であると認められる。

なお、昭和44年3月から同年8月までの期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の同年2月の記録から、6万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和44年9月25日から同年12月1日までの期間については、複数の元同僚の回答により、申立人が申立期間に継続して勤務していたことがうかがえるものの、A社の元事業主は、「当該期間の厚生年金保険料を控除していたか否かについては、当時の経理担当者とは連絡することができず、確認できない。」と述べている上、当該期間について、厚生年金保険料の控除がうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②のうち、昭和44年9月25日から同年12月1日までの期間については、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間①については、複数の元同僚の回答により、申立人が当該期間にA社に継続して勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、前述の複数の元同僚も申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い上、A社の元事業主が提出している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同訂正届によると、申立人の同社における資格取得日が、昭和43年6月19日付けで、同社に勤務する直前に勤務していたC社の資格喪失日である同年1月15日をA社の厚生年金保険の適用開始日である同年6月1日に訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様に、17名の従業員が昭和43年6月1日に同社の資格を取得しており、同名簿において健康保険被保険者番号に欠番は無く、事務処理に不自然な点は見当たらない。

さらに、A社の元事業主は、「当該期間の厚生年金保険料を控除していたか否かを確認することができなかった。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間③及び④については、元事業主及び元同僚の回答により、申立人が当該期間においてB社に継続して勤務していたことがわかる。

しかしながら、B社の元事業主が提出している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び同資格取得確認通知書によると、申立期間③については、申立人の同社における資格喪失日は昭和47年5月28日であり、申立期間④については、同社の再加入時の資格取得日は53年4月1日であり、同社の厚生年金被保険者名簿の記録と一致していることが確認できる。また、同名簿の健康保険被保険者番号に欠番は無く、事務処理に不自然な点は見当たらない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社の厚生年金保険の新規適用日である昭和44年12月1日に資格取得している31名のうち、昭和47年5月28日から53年4月1日を含む同社の適用事業所であった期間に継続して被保険者であった者は2名のみであることが確認できる。

加えて、B社で支店長であったとする元役員は、「自分もB社を一度退職しているが、業務内容が変わり、再度やらないかと言われ、B社に再度入社した記憶がある。」と述べている。

なお、B社の元事業主は、「申立期間③及び④当時、厚生年金保険料が控除されていたかどうかは不明である。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間③及び④に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年6月30日から同年8月23日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年8月23日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を70円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年6月30日から21年7月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社が提出した申立人に係る在籍証明書及び人事記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和20年6月30日から同年8月22日までの期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、A社の現在の総務担当者は、「退店日（昭和20年8月22日）よりも厚生年金保険の資格喪失日（昭和20年6月30日）が前になっているが、在職中に喪失届を出すことは考えにくく、また、理由なく給与から保険料控除をやめることは考えられない。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和20年6月30日から同年8月22日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における同年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、70円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、「資料が無く不明である。」と回答しており、これ

を確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。加えて、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和20年8月23日から同年11月12日までの期間については、前述の申立人に係る人事記録に申立人が当該期間に在籍していたことを示す記録が無く、申立人が当該期間に同社に勤務していたことを確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の申立期間の始まりである昭和20年6月30日を含む同年4月30日から同年8月1日までの期間に資格を喪失し、かつ、申立期間の終わりである21年7月16日を含む同年6月1日から22年6月1日までの期間に再取得している元従業員13名のうち、連絡先が把握できた元従業員2名に照会したところ、そのうち1名は、「自分は、退店（昭和20年6月30日）後すぐに終戦になったので、すぐに会社に復帰（20年8月20日）したが、申立人は、自分よりも後に戻ってきた。」と述べており、申立人自身も「終戦後、疎開していた期間がある。」と述べている。

さらに、A社の80年社史には、「昭和20年6月21日 出版活動が休止状態となり、かつ疎開希望者が多数にのぼったので、業務を縮小して解散に近い人員整理を行った。」と記載されている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間のうち、昭和20年8月23日から同年11月12日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間のうち、昭和20年11月12日から21年7月16日までの期間については、前述の申立人に係る在籍証明書により、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、前述の申立人に係る人事記録には「21/7/16 取得届アリ」の記載があり、社会保険事務所の再取得日と一致することから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格の再取得日は事業主の届出どおりであると考えられる。加えて、申立人及び前述の元従業員2名の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における厚生年金保険の被保険者資格の再取得日は、両名ともそれぞれの同社の人事記録に記録された再入店日より後の日付になっていることが確認できる。

また、A社の現在の総務担当者は「保険料を控除しておきながら国に納付しないことは考えられない。」と述べており、厚生年金保険の被保険者資格取得届が提出される以前においては、厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていなかったものと推認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間のうち、昭和 20 年 11 月 12 日から 21 年 7 月 16 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成14年2月は15万円に、同年3月は16万円に、同年4月から同年11月までの期間は18万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年2月1日から同年12月1日まで

A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に支払われていた給与支給額と相違しているため、同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額の改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額(給与支給総額)のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、かつ、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額となる。

したがって、申立人の標準報酬月額の記録については、特例法に基づき、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料の控除額及び給与支給総額により、平成14年2月を15万円に、同年3月を16万円に、同年4月から同年11月ま

での期間を 18 万円にそれぞれ訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が申立人の標準報酬月額について誤った届出を行ったと述べていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和47年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月31日から同年11月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和47年4月1日より現在まで継続して勤務しているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が管理する発令履歴情報（人事記録）から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和47年11月1日に同社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和47年9月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和47年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付す

べき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録及び同社B支店における資格取得日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月25日から同年4月13日まで
ねんきん特別便によると、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、当該期間に転勤はあったが、同社に継続して勤務しており、同社が発行した履歴簿を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出されたA社が保管する申立人に係る履歴簿から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和45年4月1日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA会における資格喪失日に係る記録を昭和54年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月27日から同年4月1日まで

A会に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、昭和54年3月31日まで同会に継続して勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A会から提出された稟議書^{りんぎ}及び申立人から提出された給与明細書により、申立人は、昭和54年3月31日まで同会に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年3月の給与明細書の保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、社会保険事務所（当時）への届出の誤りを認めていることから、事業主が、申立人の被保険者資格喪失日を昭和54年3月27日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA会における資格喪失日に係る記録を昭和55年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月21日から同年4月1日まで

A会に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、昭和55年3月31日まで同会に継続して勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びA会から提出された稟議書^{りんぎ}により、申立人は、昭和55年3月31日まで同会に継続して勤務し、同会の「資料が現存しないため確認できないが、55年3月分まで厚生年金保険料を控除していたのではないと思われる。」との回答により、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA会における昭和55年2月のオンライン記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、社会保険事務所（当時）への届出の誤りを認めていることから、事業主が、申立人の被保険者資格喪失日を昭和55年3月21日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和44年5月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月22日から同年7月15日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社から提出された申立人に係る退職届及び人事発令から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和44年5月22日に、同社本社から同社B支店に異動）、同社の「申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた。」との回答により、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和44年7月のオンライン記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、社会保険事務所（当時）への届出の誤りを認めていることから、事業主が、申立人の被保険者資格取得日を昭和44年7月15日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の同年5月及び同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和37年10月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とする必要がある。

なお、事業主が、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月16日から38年2月16日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。関連会社間の異動はあったが、同社には昭和36年9月から継続して勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（昭和37年10月16日に、関連会社のB社からA社に異動）、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同時期に厚生年金保険に未加入となっていることが確認できる複数の元従業員が「申立期間も給料は変わらない。保険料が控除されていたと思う。」と回答していることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年2月のオンライン記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月1日から同年11月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社では転勤はあったが、退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された人事記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和43年9月1日にA社B工場から同社本社販売部C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年11月の社会保険事務所（当時）の記録及び企業年金連合会より提出された厚生年金基金加入員台帳の資格取得時の記録（昭和43年10月1日資格取得）から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこ

とから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成7年5月31日から同年12月25日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は同年12月25日であることが認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、同年5月から同年9月までは20万円、同年10月及び11月は26万円に訂正することが妥当である。

申立人は、申立期間①のうち、平成7年12月25日から8年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、上記のA社における資格喪失日に係る記録（平成7年12月25日）を8年3月1日に更に訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

また、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②のうち、平成8年3月1日から10年5月8日までの期間について、B社における資格喪失日は同年5月8日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の平成8年3月から10年4月までの標準報酬月額については、8年3月から同年9月までは26万円に、同年10月から9年7月までは28万円に、同年8月から10年4月までは24万円に訂正することが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年5月31日から8年3月1日まで
② 平成8年3月1日から11年8月29日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間①については厚生年金保険の加入記録が無く、B社に勤務した申立期間②については、平成8年3月から10年4月までの厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与額に見合う標準報酬月額と相違しているほか、10年4月30日から11年8月28日まで加入記録

が無いことが分かった。厚生年金保険の加入期間と標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、平成7年5月31日から同年12月25日までの期間について、雇用保険の加入記録から、申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年5月31日）より後の平成7年12月25日付けで、申立人を含む11名について、同年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消されるとともに、同年5月31日にさかのぼって厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年5月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は社会保険事務所（当時）の処理日と同日の同年12月25日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、当初のオンライン記録から、平成7年5月から同年9月までは20万円、同年10月及び同年11月は26万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①のうち、平成7年12月25日から8年3月1日までの期間について、雇用保険の加入記録から申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人の上司から提出された給与明細書によると、当該期間について、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できることから、申立人も同様に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年11月の当初のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

一方、A社は当該期間において適用事業所としての記録が無い。しかしながら、同社の商業登記簿謄本から法人であることが確認でき、常時従業員が勤務していたと認められることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、当該期間において適用事業所でありながら、事業主は社会保険事務所へ適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②のうち、平成8年3月1日から9年4月1日までの期間について

て、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、平成8年3月から同年9月までは26万円、同年10月から9年3月までは28万円と記録されていたところ、同年5月6日付けで9万2,000円に、さかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、平成9年5月6日の訂正処理日に、被保険者14名中13名の標準報酬月額が、申立人同様、それぞれの資格取得時にさかのぼって、9万2,000円に減額訂正されている。

さらに、社会保険事務所においてB社に係る保険料の滞納処分票は確認できないものの、当時の同社の従業員は保険料滞納があった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、平成9年5月6日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考^{そきゅう}え難く、申立人の当該期間に係る標準報酬月額について、さかのぼって減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている、申立人の当該期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、8年3月から同年9月までの期間は26万円、同年10月から9年3月までの期間は28万円に訂正することが必要である。

- 4 申立期間②のうち、平成9年4月1日から10年5月8日までの期間について、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成10年4月30日）より後の同年5月8日付けで、申立人の同社における被保険者資格喪失日が、同年4月30日と記録されるとともに、申立人を含む9名の標準報酬月額が減額訂正されており、申立人の場合、当初、9年4月から同年7月までは28万円、同年8月から10年4月までは24万円と記録されていたところ、9万2,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、B社は商業登記簿謄本から法人であることが確認でき、平成10年5月8日において常時従業員が勤務していたと認められることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。このことから、同社が適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成10年4月30日に被保険者資格を喪失した旨の処理及び標準報酬月額をさかのぼって訂正する処理を行う合理的な理由は無く、当該標準報酬月額の減額処理及び被保険者資格の喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日を社会保険事務所の処理日と同日の同年5月8日と訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、訂正前のオンライン記録から、平成9年4月から同年7月までの期間は28万円、同年8月から10年4月ま

での期間は24万円とすることが妥当である。

- 5 申立期間②のうち、平成10年5月8日から11年8月29日までの期間については、雇用保険の加入記録から当該期間の勤務の確認はできるものの、B社は既に解散しており、当該期間の給与関係書類等を確認することができず、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、オンライン記録から、申立人は当該期間に国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 9553 (事案 4743 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間④のうち、昭和41年10月1日から同年12月1日までの期間について厚生年金保険第3種被保険者であったことが認められるとともに、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C鉱業所における当該期間の厚生年金保険被保険者資格種別の記録を第1種から第3種に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の第3種被保険者としての厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年10月11日から23年5月2日までの期間のうちの2か月
② 昭和23年5月24日から25年12月5日までの期間のうちの21か月
③ 昭和34年9月25日から38年8月10日までの期間のうちの5か月
④ 昭和38年8月10日から41年12月1日までの期間のうちの5か月

前回、A社のD鉱業所に勤務した申立期間②、E鉱業所に勤務した申立期間③及びC鉱業所に勤務した申立期間④について坑内員として勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、厚生年金保険の第3種被保険者期間として認めてほしいと申し立てたが、認められなかった。

今回、新たに、私の常勤坑内勤務期間を確認できるA社の資料が見つかったので、申立期間①から④までの期間のうち常勤坑内勤務期間について、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②から④までの期間に係る申立てについては、厚生年金保険第3種

被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されている関連資料及び周辺事情が見当たらなかつたなどの理由から、既に当委員会の決定に基づく平成21年10月21日付けの年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

しかしながら、申立期間④については、A社C鉱業所の複数の元同僚による「当時、申立人は、C鉱業所において、工作課の職員として、日常的に坑内作業を行っていた。」旨の供述から判断すると、申立人は、当該期間において坑内員として同社C鉱業所に勤務していたことが推認できる。

そして、申立期間④のうち、昭和41年10月1日から同年12月1日までの期間については、B社の人事担当者は、申立人から提出のあった同年10月1日付け「標準報酬月額決定通知書」について、「当時の資料が無く当社が発行したものか不明であるが、通知書に記載の番号は人事記録に記載されている番号と一致することから、当社で発行されたものであると思う。」旨供述しているところ、当該証明書に記載の厚生年金保険料は、同年10月当時の第3種被保険者の保険料と一致していることが確認できる。

また、申立人は、A社C鉱業所に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、昭和41年12月1日から第3種被保険者であると認められるところ、申立人が記憶する複数の元同僚は、オンライン記録によると、同年11月においても第3種被保険者であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、昭和41年10月及び同年11月について厚生年金保険第3種被保険者であったことが認められるとともに、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る第3種被保険者としての厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者種別に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、B社の人事担当者は、「当時、申立人が日常的に坑内員として勤務していたか不明である。」と供述していることから、A社F鉱業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が当該期間において日常的な坑内員として勤務していたことを確認することができなかった。

また、申立人から提出のあった申立人の常勤坑内勤務期間に係るB社の証明書について、同社の人事担当者は、「当社が発行した証明書ではあるが、実際

に坑内員として社会保険事務所に届け出ていたものとは必ずしも一致しないと考えられる。また、実際に坑内員として勤務した期間の特定はできない。」旨供述している上、当該証明書における常勤坑内勤務期間が0か月となっている昭和26年1月から29年12月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の当該期間は第3種被保険者期間と記録されており、B社の証明書とオンライン記録に相違が見られる。

さらに、A社F鉱業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳において、申立人の被保険者種別はいずれも第1種被保険者と記録されており、種別変更に係る落丁や不自然な訂正は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料が第3種被保険者として控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が厚生年金保険第3種被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②及び③並びに申立期間④のうち昭和38年8月10日から41年10月1日までの期間については、B社の人事担当者は、申立人から提出のあった申立人の常勤坑内勤務期間に係る同社の証明書について、「当社が発行した証明書ではあるが、実際に坑内員として社会保険事務所に届け出ていたものとは必ずしも一致しないと考えられる。また、実際に坑内員として勤務した期間の特定はできない。」旨供述している上、当該証明書における常勤坑内勤務期間が0か月となっている26年1月から29年12月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の当該期間は第3種被保険者期間と記録されており、B社の証明書とオンライン記録に相違が見られる。

このほか、申立人の申立期間②及び③並びに申立期間④のうち昭和38年8月10日から41年10月1日までの期間における厚生年金保険料が第3種被保険者として控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらのことから、申立期間②及び③並びに申立期間④のうち昭和38年8月10日から41年10月1日までの期間について、申立人が再申立ての理由としている事情は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険第3種被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和30年8月15日から31年8月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を30年8月15日、資格喪失日に係る記録を31年8月20日とし、当該期間の標準報酬月額を、30年8月及び同年9月は9,000円、同年10月から31年7月までは1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年2月から30年5月1日まで
② 昭和30年8月15日から32年5月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、同社に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和30年8月15日から31年8月20日までの期間については、A社の複数の元同僚の供述から判断すると、申立人は、当該期間において同社に勤務していたことが推認できる。

そして、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和30年5月1日から31年8月20日までの厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の元同僚は、「当時、同じ部署に勤務していた申立人は、業務内容及び勤務形態に変更はなく、我々と同様に保険料控除されていたはずである。」旨供述している。

また、申立人及び複数の元同僚は、「当時、A社には、同社の製造品の発送

等を行っていたB社の従業員も在籍しており、約20人の従業員が勤務していた。」と供述しているところ、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員は22人いることから、当時、同社では、入社したほぼすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがわれる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和30年8月15日から31年8月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における同僚（同年齢、同職種の従業員）の社会保険事務所の記録から、昭和30年8月及び同年9月は9,000円、同年10月から31年7月までは1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡しており、不明であるが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年8月から31年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和31年8月20日から32年5月までの期間については、A社は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、31年8月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人が記憶するA社の元同僚による「当社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和31年8月20日以降は、当社における私の厚生年金保険の加入記録は無く、資格喪失後は保険料が控除されることはあり得ない。」旨の供述から判断すると、申立期間②のうち、同年8月20日から32年5月までの期間において、申立人が厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことは考え難い。

申立期間①については、A社は、上記被保険者名簿によると、昭和30年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人が記憶するA社の元同僚による「当社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和30年5月1日より前に、厚生年金保険の加入記録は無く、保険料が控除されることはあり得ない。」旨の供述から判断すると、申立期間

①において申立人が厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①及び②のうち昭和31年8月20日から32年5月までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②のうち昭和31年8月20日から32年5月までの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を 53 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 3 月 1 日から 6 年 1 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、番組制作担当の派遣社員であり、厚生年金保険関係事務に全く関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額は、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 6 年 1 月 31 日の後の同年 2 月 1 日付けで、5 年 3 月から同年 12 月までは 53 万円が 12 万 6,000 円に、さかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

また、A社の従業員のうち、申立人を含む 18 人の標準報酬月額は、オンライン記録によると、平成 6 年 2 月 1 日付けで、さかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成 5 年 3 月から同年 12 月までは 53 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった役員賞与支給明細書及び厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、〈申立期間〉（別添一覧表参照）に、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、役員賞与支給明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成

21年11月26日に申立人に係る賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
9556	男		昭和17年生		平成18年6月26日	150万 円
9557	男		昭和22年生		平成18年6月26日	150万 円
9558	男		昭和20年生		平成18年6月26日	140万 円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格取得日に係る記録を昭和31年6月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年7月10日から同年10月15日まで
② 昭和31年6月19日から同年7月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間②に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、雇用保険の加入記録及びA社B出張所に勤務していた同僚の証言から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(昭和31年6月19日にA社C支店から同社B出張所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和31年7月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに当該義務の履行を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない

2 申立期間①について、申立人は昭和 29 年 7 月 10 日から A 社に勤務している旨申し立てている。

しかし、A 社では、当時の資料が無く、申立人が申立期間①において同社に在籍していたか否かを確認できないとしている。

また、申立期間①において A 社 C 支店に厚生年金保険の加入記録がある従業員は、当時、同社では、本社採用の従業員は入社と同時に厚生年金保険に加入させ、地方採用の従業員は 3 か月の試用期間を設定して、このことを入社時に必ず説明していたと供述しており、他の従業員も A 社 B 出張所に勤務した際に同様の説明を受けた旨供述している。

さらに、申立人については、雇用保険の被保険者資格の取得日が昭和 29 年 10 月 15 日と記録され、同記録が厚生年金保険の加入記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年4月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を15年4月は38万円、同年5月は41万円、同年6月及び同年7月は38万円、同年8月は41万円、同年9月は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成15年4月から同年9月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月1日から19年9月1日まで
社会保険事務所(当時)の厚生年金保険記録において、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額と相違していることが分かった。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てており、申立人から提出された給与支給明細書から、申立期間のうち、平成15年4月から同年9月までの期間について、オンライン記録で確認できる標準報酬月額より高い給与が支払われ、かつ当該標準報酬月額に見合う保険料額より高い金額を控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成15年4月から同年9月までの期間の標

準報酬月額については、給与支給明細書における報酬月額から15年4月は38万円、同年5月は41万円、同年6月及び同年7月は38万円、同年8月は41万円、同年9月は38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立人の当該期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過小な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年1月から15年3月までの期間及び同年10月から19年8月までの期間については、申立人から提出された給与支給明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額を基に算定した標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致しており、事業主は、当該期間に係る申立人の給与から、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと認められることから、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成元年6月から12年12月までの期間については、厚生年金保険料の控除額を確認できる給与支給明細書等の資料が無い上、A社は、平成15年以前の賃金台帳等の資料を保管していないことから、当該期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成元年6月から12年12月までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 2 月まで

私は、婚姻時に父から年金手帳を渡されたことを記憶している。婚姻後は転勤等で国民年金保険料を納付できなかった期間もあるが、婚姻するまでの保険料は父が納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時に国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の夫は、申立人が婚姻時に父親から受け取ったとする年金手帳を所持していたことを記憶していると説明しているが、申立期間当時に申立人が居住していた区において、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間当時は国民年金に未加入となっており、制度上、保険料を納付することはできない期間であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、婚姻後に任意加入被保険者として資格を取得した昭和 50 年 12 月 27 日前後に初めて払い出されていることが手帳記号番号払出簿で確認でき、当該払出時点では、申立期間の保険料は特例納付を除き時効により納付することはできず、申立人はこの当時に申立期間の保険料をさかのぼって納付した記憶はないなど、申立人に別の手帳

記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 61 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 61 年 9 月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続きを行い、20 歳時までさかのぼって申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続きをしたとする父親は手続きをした時期^{あいまい}についての記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成元年 1 月ごろに払い出されており、同年 1 月 27 日及び 2 月 23 日に昭和 61 年 10 月から 63 年 3 月までの保険料は過年度納付されていることが確認でき、申立人の母親が記憶している加入手続きの際に、父親がさかのぼって納付したとする保険料の金額は、当該過年度納付保険料の金額におおむね一致していること、当該過年度納付時点では、申立期間は時効により保険料納付することができない期間であることなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年9月から51年6月まで

私は、結婚した昭和42年9月に、市役所で国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間当時に居住していた市では、昭和48年9月まで保険料を印紙検認方式により収納していたが、申立人は印紙検認の記憶及び保険料の納付額についての記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年3月時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から3年3月までの期間、3年6月から同年10月までの期間及び8年3月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月から3年3月まで
② 平成3年6月から同年10月まで
③ 平成8年3月から同年10月まで

私は、申立期間①及び②は退職後に、市役所から国民年金保険料の納付書が送付されてきていたので、失業保険で保険料を納付した。また、申立期間③については、平成10年に国民年金手帳が交付され、未納期間の納付書が送付されてきたので、さかのぼって納付した。申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①及び②については、申立人は、当該期間において国民年金の加入手続を行った記憶が無く、平成10年8月に申立人の国民年金手帳の記号番号が付番された時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間③については、当該期間直後の平成8年11月から10年3月までの保険料は、10年11月に過年度納付されていることが確認できるものの、当該時点では、当該期間の大半は時効により保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る保険料の納付額に関する記憶が曖昧であるとともに、平成10年8月に交付された年金手帳以外に国民年金の記号番号が記載された年金手帳を所持したことは無いと説明するなど、申立人に

対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 3 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月から 51 年 3 月まで

私の妻は、結婚後に私の国民年金の加入手続を市役所で行なった際に、職員から未納分の国民年金保険料をさかのぼって納付できることを聞き、私の未納分の保険料を数回に分けて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、保険料を納付していたとする妻は、申立期間当時の国民年金の加入時期、加入場所等の加入手続に関する記憶が定かでなく、申立期間の保険料を3回か4回に分けてさかのぼって納付したと主張しているが、具体的な保険料の納付時期、納付金額、納付方法等の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 52 年 12 月時点では、申立期間のうち 38 年 3 月から 50 年 9 月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、手帳記号番号払出しは特例納付の実施期間でもない。

さらに、上記の払出時点で過年度納付が可能であった昭和 50 年 10 月から 51 年 3 月までの保険料は、時効期間経過後の 53 年 7 月に納付されていることが妻の所持する領収証書により確認でき、同年 9 月には時効期間経過後の納付を理由として還付決議がなされているが、その処理等に不合理な点は認められないなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付したことをうかがわ

せる周辺事情も見当たらない。

加えて、妻は、申立人が所持していた年金手帳は1冊のみであると説明しているなど、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から47年3月まで
私の妻は、国民年金保険料を区の出張所で夫婦二人分を納付していた。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金の加入時期、加入場所等に関する記憶は曖昧である上、申立人の保険料を一緒に納付していたとする妻は、印紙検認により夫婦二人分の保険料を納付したことや保険料をさかのぼって納付したことの記憶がないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年5月時点では、申立期間の過半は時効により保険料が納付できない期間である上、申立人は、別の国民年金手帳を受領、所持した記憶がないなど、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7564 (事案 2489 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 53 年 3 月まで
私は大学を卒業後、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。
再申立に当たり、新たな資料として昭和 53 年 2 月 27 日に「年金支払い」と記載された個人用の手帳を提出するので、再審議をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人が当時居住していた区の昭和 48 年の国民年金手帳番号払出簿によると、申立人の欄に保険料を収納できなかったことを示す「不在」という記載がある上、申立期間以外にも長期の未納期間があり納付意識が高かったとは言えず、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない等として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 1 月 8 日付け年金記録の訂正は必要無いとする通知が行われている。

申立人は、申立期間の保険料の納付を示す資料として、新たに、昭和 53 年 2 月 27 日に「年金支払い」と記載された申立人の個人用の手帳を提出したが、その内容は申立期間の保険料の納付を行っていたことをうかがわせるものではなく、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月から59年9月まで

私は、昭和61年ころに国民年金の加入手続を行い、未納分の保険料をすべて納めたと記憶している。その際、区役所の職員に「20歳までさかのぼって納付することができる」と聞いたことも憶^{おぼ}えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和61年12月時点では、59年10月までさかのぼって保険料の過年度納付をすることが可能であり、申立人から提出された62年分及び63年分の給与所得者の保険料控除申告書の社会保険料控除欄に記載された国民年金保険料の支払額は、62年分の申告書にあっては59年10月から62年12月までの保険料の合計額に、63年分の申告書にあっては63年1月から12月までの保険料の合計額にそれぞれ一致しているが、申立期間の保険料額は同申告書に記載されていないことなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、上記手帳記号番号の払出時点では、申立期間は時効により保険料が納付することができない期間である上、申立人には、別の国民年金手帳を受領、所持した記憶はないなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から43年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年7月から43年5月まで

夫の母は、夫が20歳になると夫の国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付してくれていた。また、結婚後は母又は夫が保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、保険料を納付していたとする申立人及びその母親から当時の状況を聴取できないため、当時の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の妻は、申立期間のうち、婚姻後の昭和42年4月及び同年5月は未納、43年3月から同年5月までの期間は国民年金に未加入となっているなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金に加入した記録が無く、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険の記号番号を基に平成9年1月に付番されており、当該付番時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間同時に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7570 (事案 3161 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 5 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月から 41 年 3 月まで

私は、町内会の人に勧められて国民年金に加入し、自宅に来る町内会の集金人に国民年金保険料を納付していた。当時勤務していた会社の社長から、厚生年金保険に加入していると聞かされたが、保険料はそのまま納付し続けていた。昭和 41 年に夫が独立することになり、夫を国民年金に加入させようとしたところ、集金人から、夫はすでに国民年金に加入しており、これまで納付してきた私の保険料が夫の保険料として記録されていることを聞かされた。申立期間は私の保険料を納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は加入手続、納付状況等に関する記憶が曖昧であり、申立人は、20 歳の時に夫婦二人で国民年金に加入したと説明するが、申立人の夫の国民年金手帳の記号番号は昭和 39 年 10 月ごろに、申立人の手帳記号番号は 41 年 8 月に払い出されていることが確認できる。また、申立人の手帳記号番号の払出時点では、申立期間の大部分は過年度保険料となるため、保険料を集金人に納付することはできないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、当該払出時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、前回の申立て以降にさらに具体的に思い出した内容として、昭和39年10月から41年3月までの夫の保険料の納付記録は、申立人が自身の保険料として納付していたものが誤って記録されたものであると主張しているが、申立期間当時の加入手続及び保険料納付状況等についての新たな事情は認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月から 63 年 2 月までの期間及び 63 年 9 月から平成元年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 8 月から 63 年 2 月まで
② 昭和 63 年 9 月から平成元年 6 月まで

私は、平成元年ころに母を介して申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したはずである。申立期間①は国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②は保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続時期、加入手続場所、保険料の納付場所及び納付額の記憶が曖昧である。

また、申立期間の保険料を申立人に頼まれて納付したとする母親は、保険料の納付時期及び納付額の記憶が曖昧である。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成 3 年 7 月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では申立期間の保険料の大半は時効により納付することができないなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から51年3月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から51年3月まで

私の元夫は、婚姻後、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。私も、金融機関に国民年金保険料の納付に行ったこともあり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の元夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び主に保険料の納付をしていたとする元夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であり、保険料の納付状況に関する申立人の記憶も曖昧であるなど、申立人及びその元夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年3月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人には、元夫が過年度納付等によりさかのぼって保険料を納付してくれた記憶も無く、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成元年12月から4年3月まで

私が20歳になった時に、父が私の国民年金の加入手続をし、就職するまでの間、国民年金保険料を納付してくれていた。私と同様に、父が保険料を納付していた弟は、就職するまでの間は納付記録が残っている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び保険料を納付していたとする父親は、国民年金の加入及び納付状況等の記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶が無く、居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録も無い。

なお、申立人の弟は20歳時の平成5年*月から保険料の納付を開始しているが弟の手帳記号番号は、同年6月に払い出されていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から53年2月までの期間及び53年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年8月から53年2月まで
② 昭和53年3月

私は、知人に勧められ、昭和53年ごろに国民年金に加入した。加入時にそれまでの期間の国民年金保険料をさかのぼって納付し、それ以降は金融機関で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い。

申立期間①については、申立人は、国民年金の加入時にさかのぼって納付したとする保険料額の記憶が無いこと、申立人が所持する国民年金手帳には昭和53年3月29日に任意加入したことが記載されており、当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、上記のとおり、昭和53年3月29日に任意加入しているが、保険料の納付を開始した時期の記憶が曖昧^{あいまい}であること、申立人が当時居住していた市の被保険者名簿及び年度別納付状況リストには当該期間は未納と記録されていることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から42年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から42年4月まで

私の父は、私が20歳になったころ、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人と同様に、父親が国民年金の加入手続き及び保険料納付をしていたとする申立人の姉の国民年金手帳の記号番号は、姉が22歳になった昭和39年*月に払い出されており、20歳当初からの1年7か月の期間は未納であること、申立人が所持する年金手帳には、42年5月31日に強制加入被保険者として資格取得していることが記載されており、申立期間は未加入期間であることから、制度上、保険料をさかのぼって納付することができない期間であること、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年9月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月から12年3月まで
私の父は、私が海外留学をしていた期間の国民年金保険料の免除手続きをしてくれた。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立期間は、学生本人が所得要件を満たせば在学中の保険料の納付が猶予される学生納付特例制度の発足前であり、当該制度実施前の免除申請については、世帯主の所得状況も審査されており、保険料の連帯納付義務者である申立人の父親の当時の所得（標準報酬月額）からみて、免除の承認を受けることは困難であったと考えられるなど、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人には平成8年10月に国民年金手帳の記号番号が払い出されたが、同年11月に当該手帳記号番号が取り消されていることが確認でき、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年12月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月から7年3月まで

私が20歳になった平成6年*月ころ、市から国民年金の納付案内が届き、母から「国民年金保険料を納付するように」と言われて、自分で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金加入手続の記憶が曖昧であり、申立人の母親が、申立人と同様に国民年金の納付案内が届いたとする申立人の妹も20歳から厚生年金保険に加入するまでの保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶が無く、居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録も無い上、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から46年3月まで

私は、母が私の国民年金の加入手続きを行い、学生時代の国民年金保険料を納付してくれていたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であり、申立人の弟及び妹は学生時代は国民年金に未加入であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時、自身の年金手帳を見たり、母親から渡された記憶が無く、居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録も無い上、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 9 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月から 50 年 3 月まで

私は、20 歳の時に市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付頻度及び納付額の記憶が曖昧であり、申立期間のうち昭和 47 年 3 月以前の期間については、申立人が保険料を納付書で納付したとする方法は、申立人が当時居住していた市での納付方法と相違しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 51 年 2 月時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、現在所持するオレンジ色の年金手帳について、加入した際に交付されたものであると説明するが、当該オレンジ色の年金手帳は、昭和 49 年 11 月以降に発行されたものである上、ほかに年金手帳を所持していた記憶は無いとしているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月から57年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月から57年4月まで

妻は、夫婦二人の国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていた。私だけ申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、妻は、国民年金の加入手続を行った場所、手続の状況及び保険料の納付額等の記憶が曖昧であり、夫婦二人分の保険料を納付していたとする妻は、申立期間のうち昭和56年10月から57年4月までの保険料が未納であるなど、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、厚生年金保険の記号番号のみが記入された手帳を所持しているが、別の手帳を所持していた記憶は無いとしているなど、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年3月から59年6月まで

私は、国民年金に加入し、婚姻後も厚生年金保険に加入していた期間を除き、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間直前の厚生年金保険資格喪失後に国民年金の再加入手続をした記憶が曖昧である。

また、申立人が申立期間当時居住していた区の被保険者索引票から、申立人は昭和59年9月に国民年金の再加入手続をし、夫が厚生年金保険の資格を喪失した59年7月にさかのぼって強制加入被保険者資格を取得していることが確認でき、当該再加入手続時点では、申立期間は未加入期間であることから、制度上、保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から46年3月までの期間及び46年7月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月から46年3月まで
② 昭和46年7月から52年3月まで

私達夫婦は、結婚後の昭和46年3月ごろ、市役所で国民年金の加入手続をし、それまでの未納期間の国民年金保険料を納付した。その後は、集金人に保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその妻は、保険料の納付額に関する記憶が曖昧であるほか、申立期間①については、申立人が所持する国民年金手帳の発行日である昭和45年10月15日は、申立人の住民票の転入日、国民健康保険の取得日及び加入手続日と一致することから、当該日に国民年金の加入手続をしたと考えられるが、年金手帳の昭和45年度の頁は印紙検認台紙が切り離されておらず、検認記録もないため、加入手続時点では、現年度である昭和45年度の保険料を納付していないものと推認できるなど、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から46年3月までの期間及び46年7月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月から46年3月まで
② 昭和46年7月から52年3月まで

私達夫婦は、結婚後の昭和46年3月ごろ、市役所で国民年金の加入手続をし、それまでの未納期間の国民年金保険料を納付した。その後は、集金人に保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその夫は、保険料の納付額に関する記憶が曖昧であるほか、申立期間①については、申立人が所持する国民年金手帳の発行日である昭和45年12月*日は、申立人の婚姻日、国民健康保険の取得日及び加入手続日と一致することから、当該日に国民年金の加入手続をしたと考えられるが、年金手帳の昭和45年度の頁は印紙検認台紙が切り離されておらず、検認記録もないため、加入手続時点では、現年度である昭和45年度の保険料を納付していないものと推認できるなど、申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 37 年 4 月から 43 年 4 月まで

私は、20 歳のころに、父から、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付しておくと言った。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立期間①については、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和 39 年 10 月時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、当該期間当時、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間②については、申立人は当該期間当時は任意加入期間となる大学生であったが、任意加入について記録上は確認することはできず、当該期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月から5年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月から5年10月まで

私は、60歳になる時、夫の勤務先から国民年金の任意加入制度の通知を受け、すぐ加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を付加保険料と併せて納付した。申立期間の保険料（付加保険料を含む。）が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、60歳に到達した時期に夫の勤務先から国民年金の任意加入制度の通知を受けたので、国民年金に加入したと説明しているが、夫が勤務していた会社は、従業員の妻に対して国民年金のお知らせを現在は送付しておらず、申立期間当時も同様であると思うと説明しているほか、国民年金に任意加入したのは平成5年11月4日であることがオンライン記録により確認でき、申立期間は未加入期間であることから、制度上、保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間当初に国民年金に任意加入し、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 10 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月から 42 年 3 月まで

私は、区役所に国民年金の住所変更手続きに行った際に、職員から私と夫の国民年金保険料に未納があり、このままでは年金をもらえないので、さかのぼって保険料を納付するように言われ納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、まとめて保険料を納付したとの記憶のみで、保険料の納付額、納付時期、納付回数に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人は、区役所に国民年金の住所変更手続きに行った際に、職員から申立人とその夫の国民年金保険料に未納があり、このままでは年金をもらえないので、さかのぼって保険料を納付するように言われ、申立期間の保険料を納付したと説明しており、申立人は、申立期間直後の昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月までを第 1 回特例納付で、43 年 4 月から 45 年 3 月までを過年度納付で納付しており、現在の納付済期間は 312 か月となり、老齢基礎年金の受給資格を取得していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年4月から平成3年3月まで
私の父は、私が20歳の時に私の国民年金の加入手続をして、私が就職するまで国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の父親は、保険料の納付額に関する記憶が曖昧であるほか、平成元年4月から3年3月までの期間は、申立人は学生であったことから任意加入被保険者対象者であり、記録上は未加入期間であるため、保険料を納付できない。

また、申立人の父親は、申立人の年金手帳の「初めて被保険者となった日」が昭和63年*月*日と記載されていることをもって、同日を申立期間の始期にしたと説明しているが、当該年月日は、国民年金の第1号被保険者となるべき時期であり、実際に国民年金の加入手続をした時点、保険料納付を開始した時点を表すものではないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が所持する年金手帳の記号番号が払い出された平成3年8月時点では、申立期間のうち昭和63年4月から平成元年3月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人の父親は申立人の現在所持する年金手帳以外の手帳の記憶はないなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 12 月 1 日から 10 年 5 月 1 日まで

ねんきん特別便の記録から、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間は、A社の派遣社員として長期契約で継続して勤務していたので、途中から厚生年金保険に加入するはずがなく、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社の派遣社員として勤務していたと申し立てているところ、派遣先事業所の元上司及び同僚の供述から、申立期間の一部の期間(C社に派遣されていた平成9年3月から10年5月までの期間)については、申立人がA社の派遣社員として勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の担当者は、「申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除等については、関連資料が残っていないため不明である。申立期間当時は、厚生年金保険と雇用保険の加入は原則として同時であった。」と供述している。

なお、A社における申立人の厚生年金保険及び雇用保険の資格取得日は、平成10年5月1日であることが確認できる。

一方、申立人と同日(平成10年5月1日)に厚生年金保険被保険者の資格を取得しているA社の派遣社員33人に対して文書照会をしたところ、8人から回答があり、申立期間当時、派遣契約開始日から厚生年金保険被保険者の資格取得まで数か月から2年かかっていることが確認でき、申立期間当時の厚生年金保険の加入条件については、複数の者が「一定期間以上の勤務期間を経た者が厚生年金保険に加入していた。」と供述している。

これらのことから、A社における申立人の厚生年金保険の加入についても、一

定期間以上の勤務期間を経て加入させたことがうかがえる。

また、申立人が平成10年5月に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることについて、A社の複数の派遣社員は、「会社から10年5月以降長期契約の派遣社員は全員厚生年金保険に加入する旨の説明を聞いた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 1 日から 43 年 4 月 30 日まで
② 昭和 50 年 12 月 22 日から 59 年 8 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。両社に勤務していたのは確かなので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、元代表者の妻の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 43 年 4 月 1 日であり、申立期間①のうち、昭和 41 年 3 月 1 日から 43 年 3 月 31 日までの期間は適用事業所になっていない。

また、A社は、昭和 46 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、代表者も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

なお、代表者の妻は、「当時のことはよく覚えていないが、申立人は契約社員のような立場だったと思う。」と供述している。

さらに、申立期間①において、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日に被保険者となった従業員 2 名に照会したが、申立人のことを知っている者はおらず、申立人に係る昭和 43 年 4 月の厚生年金保険料の控除について確認することができない上、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前から厚生年金保険料の控除があったかについては不明としている。

申立期間②について、申立人は、当該期間もB社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、B社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び喪失届の写しによると、申立人は、昭和50年5月21日に資格を取得し、同年12月22日に資格を喪失しており、その後再び同社において、59年8月1日に資格を取得し、61年5月10日に資格を喪失していることが確認でき、これはオンライン記録と一致している。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和51年1月6日及び61年5月13日に申立人の健康保険証が返納されている旨の記載があることが確認できる。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様に、B社において厚生年金保険に2回以上加入している従業員が11名確認できるが、そのうちの7名は、同社での厚生年金保険の加入記録が無い期間是他社での厚生年金保険の加入記録があり、他の3名は、「その期間はB社を辞めていた。」と供述していることから、同社では資格の所得及び喪失に係る届出が正しく行われていることがうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間②の一部（昭和55年4月から59年7月までの52か月分）について、国民年金保険料の免除の申請をしていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月 16 日から同年 8 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。同社は年金事務所に事後訂正を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間となっている。給与明細書を提出するので、年金計算の基礎となる期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び給与支払明細書により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、B社は、「月の途中で採用した従業員について、厚生年金保険は翌月から加入させている。また、事業主の考えで試用期間をそれぞれ設けていた。」としている。

また、B社は、申立人から相談を受け、平成 22 年 1 月 7 日付けで同社における資格取得日を昭和 54 年 8 月 1 日から同年 7 月 16 日に訂正する旨を届け出たとして記録訂正は行われたが、厚生年金保険法第 75 条の規定により保険給付には反映されない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除していたことが要件とされているところ、申立期間に係る給与支払明細書からは、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、特例法によるあっせんの対象とならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から28年1月1日まで
② 昭和28年1月1日から32年3月10日まで

平成19年に、社会保険事務所(当時)で年金記録の確認をしたところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金の制度について知らず、受け取った覚えはないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立人の申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和32年5月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和55年5月まで厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 7 月 15 日から 41 年 8 月 29 日まで
② 昭和 41 年 9 月 1 日から 43 年 8 月 26 日まで

平成 21 年 3 月 10 日に、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 43 年 11 月 5 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月 1 日から 36 年 2 月 1 日まで

平成 20 年に、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、申立期間の事業所を退職する時には、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 36 年 2 月 1 日の前後約 2 年以内に資格喪失した者 21 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、18 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 17 人が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち二人は、事業所が請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 36 年 5 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の周辺事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年7月1日から32年1月20日まで
② 昭和32年7月6日から34年8月1日まで

平成11年9月に、年金受給の手続をしたところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、脱退手当金をもらっていないので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和35年3月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の周辺事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 1 日から 42 年 4 月 30 日まで
平成 21 年 11 月に、社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入状況を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、申立期間以前に勤務していた事業所では脱退手当金を受け取った覚えはあるが、申立期間については受け取っていないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前の被保険者期間については、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給したことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、申立期間の事業所を退職後の昭和 45 年 9 月 21 日に氏名変更が行われていることが確認でき、申立期間の脱退手当金は同年 9 月 29 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の脱退手当金は、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として脱退手当金が支給されており、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる

事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 9501

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 1 月から 51 年 6 月まで
② 昭和 51 年 7 月から 52 年 1 月まで
③ 昭和 52 年 2 月から同年 12 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②及びC社に勤務した申立期間③の加入記録が無い旨の回答をもらった。それぞれの事業所に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、当該期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、申立人が申立期間①に勤務していたとするA社は、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿では、厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できず、所在地を管轄する法務局においても同社に係る商業登記の記録は確認できない。

また、申立人は、A社の事業主の氏名を記憶していたが、その連絡先は不明であり、同社における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

2 申立期間②については、申立人の当時の具体的記憶から、期間は特定できないもののB社に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、B社は、オンライン記録によると、昭和 58 年 12 月 8 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、B社の事業主の妻及び元従業員は、同社が適用事業所になる前は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと回答している。

さらに、B社は、申立期間②当時の資料が無いことから、同社における申立人の勤務実態について確認することができないと回答している。

- 3 申立期間③については、申立人の当時の具体的記憶から、期間は特定できないもののC社に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間③当時勤務していた複数の従業員に照会したところ、申立人を記憶している者はいなかったため、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない上、3人の従業員は、厚生年金保険に加入していたのは、正社員のみであると回答している。

また、C社は、当時の資料が無いことから申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について不明であるが、パート等の短期就労者は厚生年金保険に加入させておらず、本社の正社員のみを加入させていたと回答している。

- 4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 9 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで
② 平成 10 年 1 月 21 日から同年 2 月 1 日まで
③ 平成 11 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①、②及び③の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。それぞれの申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③については、申立人が提出した給与明細書から、申立人が、A社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立期間①については、A社は厚生年金保険料を翌月控除としていているところ、B社（A社は平成 17 年解散しているが、同社事業主が経営している別会社）が提出したA社の給料台帳により、申立人の平成 9 年 2 月分の給与から同年 1 月分の厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、申立人が提出した同年 1 月 31 日勤務 1 日分の給与明細書からも保険料は控除されていないことが確認できる。

また、申立期間③については、B社が提出したA社の賃金台帳により、平成 11 年 12 月分の給与から同年 11 月分の厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、申立人の提出した同年 11 月 30 日勤務 1 日分の給与明細書からも保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、A社の当時の経理担当者は、従業員の退職日が月の末日の場合、退職日を前日として届け出ていたと回答している。

2 申立期間②については、申立人が提出した給与明細書から、申立人は、A社に勤務していたことが認められる。

しかし、B社が提出した賃金台帳により、平成10年2月分の給与から同年1月分の厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、申立人が提出した同年2月分の給与明細書からも保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社の当時の経理担当者は、従業員が月の途中入社の場合は、翌月の1日を厚生年金保険の資格取得日とする取扱いをしていたと回答している。

3 このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 3 月から 29 年 1 月 10 日まで
② 昭和 29 年 10 月 1 日から 32 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②について加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間①及び②も継続して勤務していたので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、申立人は入社及び退職日の特定はできないもののA社に申立期間①及び②当時勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は既に解散しており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立期間①及び②当時の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料や供述を得ることができない。

また、オンライン記録によるとA社は、昭和 28 年 1 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所となり、30 年 9 月 20 日に適用事業所ではなくなっていることから、申立期間①及び②のうち、27 年 3 月から 28 年 1 月 21 日までの期間及び 30 年 9 月 20 日から 32 年 1 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

なお、申立期間①及び②のうち厚生年金保険の適用事業所となっていない期間の保険料控除について、同僚は、「給与明細書等を保有していないため不明である。」と供述している。

さらに、申立人が記憶する同僚二人のうち一人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前の記載が無く、別の一人は入社後一定期間経過

後に申立人とほぼ同時期の29年1月18日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、29年10月31日に資格喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月ごろから 40 年 4 月ごろまで
A社（現在は、B社）に勤めていた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C工場での同僚の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社C工場に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社の総務担当者によると、申立期間当時の関連資料は無く、事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険への加入状況について確認できないと供述している上、申立人と一緒にA社C工場に勤務していたとする同僚一人においても、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

また、申立人及び上記の同僚が記憶する従業員は、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認することができず、所在不明のため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、平成 9 年 6 月 30 日まで勤務をしていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてもA社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人は、当時の上司、同僚の氏名を記憶しておらず、A社に係るオンライン記録から申立期間に被保険者資格を有する9名の従業員に照会したところ、3名から回答があったが、申立人を記憶している者は無く、申立人の退職日の確認を含め、厚生年金保険への加入状況については回答を得ることができなかった。

また、オンライン記録によると、A社は、平成 10 年 11 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主及び経理担当者に照会したが回答が得られないことから、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等について、確認をすることができない。

さらに、申立人のA社に係る雇用保険の記録は、厚生年金保険のオンライン記録と合致していることが確認できる。

このほか、申立人の、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月23日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においても継続してA社に勤務していたと申し立てている。しかしながら、同社の当時の給与担当者は申立人を記憶しておらず、申立期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができなかった。

また、A社の事業主からの回答が無いことから、申立人の当時の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人が昭和41年2月23日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した際に、健康保険証が返納されていることが確認できる。

なお、A社に係る雇用保険の記録において、申立人の加入記録は申立期間を含めて確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 9509

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 12 月 31 日から 50 年 1 月 1 日まで

A社B支店を昭和 49 年 12 月 31 日に退職したが、厚生年金保険の記録では資格喪失日が同年 12 月 31 日となっている。厚生年金保険料が控除されている退職月の給与明細書を提出するので、資格喪失日を 50 年 1 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間において、A社B支店に勤務していたことが確認できる。

さらに、申立人は、当時のA社における厚生年金保険料控除方式は、当月控除だったので申立期間の厚生年金保険料は控除されていたと主張しているところ、申立人が提出した昭和 49 年 12 月の給与明細書から 1 か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、A社の営業権を引き継いだC社は、人事記録等、当時の資料を引き継いでおらず控除方式について不明としているが、A社の代表清算人は、「申立期間当時の人事担当者に確認したところ、当時の控除方式は翌月控除だった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務し、社会保険料を給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員からの供述により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、事業所別被保険者名簿によれば、A社は、昭和 43 年 8 月 1 日付けで本社を移転したため、厚生年金保険の適用事業所でなくなり、その後、同社は移転先において、同年 12 月 1 日付けで再び適用事業所となったが、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、元従業員の一人は、「本社の移転でバタバタしていて、厚生年金保険の資格取得の手続が遅れた。」と述べており、移転前のA社の事業所別被保険者名簿によれば、11人の被保険者全員が、昭和 43 年 8 月 1 日付けで資格を喪失し、移転後の同社の事業所別被保険者名簿によれば、その全員が同年 12 月 1 日付けで資格を取得していることが確認できる。

さらに、移転前の事業所別被保険者名簿によれば、昭和 43 年 9 月 9 日に申立人の健康保険証が返納されている記述が確認できるほか、A社の合併先であるB社から提出された申立人の「健康保険被扶養者調書(異動届)」(副)には、健康保険の被保険者資格取得年月日が昭和 43 年 12 月 1 日と記載されている。

加えて、A社は、合併・解散しており、当時の事業主及び経理担当者は死亡していることから、申立期間の厚生年金保険の取扱い等について確認すること

ができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年から20年2月1日まで
② 昭和29年11月から37年5月11日まで

A社で勤務した申立期間①、B社及びC社で勤務した申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの会社に勤務していたことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A社に勤務していた。」と主張している。しかしながら、厚生年金保険の適用事業所名簿によれば、申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できず、また、同社の所在地を管轄する法務局において、同社の商業登記の記録も無い。

また、A社の後継会社であるD社に申立人の申立期間①に係る勤務の実態及び厚生年金保険の取扱いについて照会したが、同社は、「当時の資料が無く不明である。」と回答している。さらに、申立人が記憶している上司及び同僚はいないため、これらの者から、申立人の申立期間①に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、「B社及びC社で勤務していた。」と主張しており、加えて、申立人が記憶している同僚は、「申立人は、E社から独立し、B社という会社を立ち上げ、その後、C社と社名変更した。」と述べていることから、申立人は、申立期間②において、時期は特定できないものの、B社及

びC社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、厚生年金保険の適用事業所名簿によれば、申立人が申立期間②に勤務していたとするB社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できず、また、同社の所在地を管轄する法務局において、同社の商業登記の記録も無い。

また、事業所別被保険者名簿によれば、申立人が申立期間②に勤務したと主張しているC社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和37年5月11日であり、申立期間においては適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、前述の事業所別被保険者名簿により、C社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和37年5月11日に、厚生年金保険の被保険者資格を取得した11人のうち、住所が分かった6人に、同社への入社日等について照会したところ、3人は、「同社での資格取得日より前から同社に勤務していた。」と回答している上、その3人の年金加入記録は、いずれも厚生年金保険に加入しておらず、同年5月11日の直前の期間において国民年金に加入していることが確認できる。

加えて、申立人が記憶しているB社及びC社の経理担当者は既に死亡しているため、これらの者から、申立人の申立期間②に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年3月1日から同年11月1日まで
② 昭和59年11月1日から61年2月1日まで
③ 昭和62年1月15日から平成元年1月15日まで

A社で勤務していた申立期間①、社名不明だがB社に勤務していた申立期間②及び社名不明だがC社に勤務していた申立期間③において、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①、②及び③において勤務していたことは確かなので、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、申立人の申立期間①における勤務状況について、申立人及び申立人の同僚は、「A社に勤務していたときに、申立人は傷病手当金を受給した。」と述べているものの、傷病手当金の給付記録によれば、申立期間①の前のD社に勤務していた昭和58年10月1日から59年3月1日までの期間に傷病手当金を受給していたことが確認できること、A社において、昭和58年9月7日から59年2月29日までの期間における申立人の雇用保険の加入記録があるものの、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録が無いこと、申立人は、「A社の入社日、退職日及び勤務期間を覚えておらず、D社の事業所で勤務した記憶はない。」と述べていることから、申立人が、申立期間①において、A社に勤務していたことを確認することはできない。

また、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

なお、A社及びD社は、同じ事業主が経営していたが、両社は既に解散し事

業主の連絡先も不明であり、申立人の勤務状況や保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、「区内のB社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、申立人は、申立期間②において勤務していたとする事業所の名称、事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、申立てに係る事業所を特定することができない。

また、申立人は、「申立期間②に勤務していた事業所は、A社と同じ業種であった。」と述べていることから、同社の従業員の回答から同業種であるE社及びF社について、オンライン記録により調査したが、何れも厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、「私鉄沿線のC社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、申立人は、申立期間③に勤務していたとする事業所の名称、事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、申立てに係る事業所を特定することができない。

また、申立人は、「昼間は申立期間③に係る事業所の正社員として勤務しつつ、また、時期は正確に覚えていないが申立期間③の一部期間において、G社でアルバイトをしたり、都内の会社に2、3か月ほど勤務していた。」と述べていることから、オンライン記録により調査した結果、G社での申立人の厚生年金保険の加入記録は無く、都内の会社についても、申立人が事業所の名称、事業主及び同僚の氏名を記憶していないため事業所を特定することができず、申立人の勤務状況及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 9516（事案 524 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 1 日から 33 年 3 月 9 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申立てを行った結果、同委員会から、同僚及び事業主の供述から、同社には一定期間の見習期間があり、同期間は、厚生年金保険に加入していないこと、また、健康保険証の使用について申立人の主張には矛盾があるとの理由で、記録訂正できないと回答があった。

しかし、供述した同僚は、A社に勤務する親類から、厚生年金保険の受給手続を教えてもらうまで、同社で厚生年金保険に加入していたことを知らなかったにもかかわらず、見習期間中の保険料控除について供述していること、また、健康保険証を使用して入院した際に、自己負担金の支払がなかったとの主張には矛盾があるとされているが、当時、健康保険証を同社から交付された記憶が無いことから、再度調査をして厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の同僚及び事業主から、同社には一定期間の見習期間があり、その間は、厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料の控除もなかったとの供述があり、また、健康保険証の使用について申立人の主張には矛盾があるため、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないことから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 9 月 18 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、上記の供述をした同僚が、A社に勤務する親類から、同

社に係る厚生年金保険の受給手続をとるよう教えてもらうまで、同社で厚生年金保険に加入していたことを知らなかったにもかかわらず、見習期間中の保険料控除について供述していることは信用できないこと、また、同委員会からの通知文には、同社発行の健康保険証を使用して医療機関に入院した際に、自己負担金の支払がなかったとの主張には矛盾があると記載されているが、当時、健康保険証を同社から交付された記憶が無いことから、再度調査をしてほしいとしている。

このため、当委員会は、申立人が記憶しているA社の上記同僚に、再度、確認したところ、「同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和33年3月10日前は、自分は正社員ではないので、その期間は厚生年金保険料の控除はなかったことを認識していた。」としている。また、同社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同一の工場で勤務していたことが確認でき、申立人を記憶していた従業員は、「申立人は正社員になっていないので、厚生年金保険に加入していなかったと思われる。自分の場合、A社に入社したのは昭和30年6月30日だが、同社に係る厚生年金保険の資格取得日は正社員になった32年4月1日である。」と供述している。

また、A社の申立期間当時の複数の従業員は、「A社では正社員になる前には試用期間があった。」と供述しており、そのうちの一人の従業員は、「申立期間当時、正社員への採用基準が変更となり、正社員になることが難しくなった。」と供述している。

さらに、申立人は、今回の再申立てで、A社から健康保険証を交付された記憶は無いと主張しているが、同社は、政府管掌健康保険の適用事業所であることが確認できるところ、適用事業所の場合、健康保険と厚生年金保険は同時に加入することとされていることから、申立人の主張には齟齬がみられる。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月1日から7年2月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には平成5年3月1日から継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険及びC健康保険組合の加入記録は、それぞれ平成7年2月1日に資格取得と記録されており、オンライン記録における資格取得日の日付と一致している。

また、A社は、現在は、B社と社名変更をしており、当時の事業主は死亡しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することはできない。

そこで、A社に係るオンライン記録から、申立期間に厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人の申立期間における勤務実態については不明としている。

さらに、当時の経理担当者は、厚生年金保険の加入を希望しない社員は、同保険に加入させておらず、保険料を控除していなかったとしている上、複数の従業員は、「当時、社員の中に厚生年金保険に加入しない者もいたかもしれない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から19年10月1日まで
② 昭和20年11月24日から21年6月1日まで
③ 昭和25年6月25日から27年10月1日まで

A社B工場と同社の関連会社であるC社に、昭和14年4月から27年10月1日まで勤務したが、申立期間①、②及び③の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①についてはA社B工場に、申立期間②についてはA社B工場またはC社に、申立期間③についてはC社にそれぞれ勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人と同じA社B工場の機械課に勤務していた元従業員の回答から、申立人が申立期間①において同社同工場に勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、申立人の所持している年金手帳には、はじめて厚生年金保険の被保険者になった日が昭和19年6月1日と記入されており、A社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得年月日と一致している。

これに対して、申立人は、「申立期間①は、労働者年金保険の被保険者であった。」と主張しているが、労働者年金保険法が被保険者としているのは男子の労働者であり、立法趣旨によると、工場法又は工業法の適用を受ける工場又は事業場等に使用される男子労働者であり、いわゆる男子の筋肉労働者が対象となっており、申立人が申立期間①当時に従事していたとする外注業務については、同工場で同業務担当だった元従業員が「外注業務の従業員は筋肉労働者とは思えない。」と述べている上、オンライン記録によれば、

当該従業員の厚生年金保険の資格取得年月日も昭和 19 年 6 月 1 日となっていることから、同法の被保険者には該当しないものと推認できる。

また、オンライン記録により、申立人と同じ職場に勤務していたとする上司 2 名も、申立期間①における A 社 B 工場での労働者年金保険の記録は無く、当該上司 2 名の厚生年金保険の資格取得年月日は、申立人と同日の昭和 19 年 6 月 1 日となっている。

なお、厚生年金保険制度の適用開始にあたり、資格取得年月日が昭和 19 年 6 月 1 日になっているが、昭和 19 年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間は保険料を徴収するまでの施行準備期間である。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、「昭和 20 年 4 月の空襲により A 社 B 工場の大半が焼失したため仕事ができなくなり、同社へ籍を置いたまま C 社で勤務した。」と述べている。

しかしながら、A 社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②当時、同社に勤務し、厚生年金保険に加入していた複数の従業員に照会したが、申立人の申立期間②に係る勤務状況等を確認することはできなかった。

さらに、申立人が勤務したとする C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険に加入していた複数の元従業員にも照会したが、回答が無く、申立てに係る事情を得ることはできなかった。

加えて、商業登記簿謄本によれば、A 社は既に解散しており、解散当時の事業主(代表清算人)は当時の従業員に関する資料等を保有していないこと、また、申立人と同様に、C 社で勤務したとする上司 2 名は連絡先が不明であることから、申立人の申立期間②に係る勤務状況等について確認するための関連資料及び関係者からの供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③について、申立人は、「C 社に昭和 25 年 6 月 25 日以降も継続して、27 年 10 月 1 日まで勤務していた。」と主張している。

しかしながら、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社は、現在既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、所在地を管轄する法務局にも商業登記の記録が無い上、事業主は連絡先が不明であること、また、上述のとおり、申立人と同様に同社に勤務したとする上司 2 名は連絡先が不明であることから、申立人の申立期間③に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期

間③当時同社に在籍し、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したものの、申立人の勤務状況について確認することができなかった。

加えて、申立人と同じ日に資格喪失した元従業員は、「C社は、当時、経営状況が厳しかったので、同日に多数の従業員を退職させた。」と述べており、事実、同社の当該被保険者名簿を見ると昭和25年6月25日に申立人を含む多数の従業員が資格喪失をしていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 1 月 1 日から同年 6 月 21 日まで

社会保険庁(当時)の記録では、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。当時、自らの給与の月額を減額した事実は無いので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年1月から同年5月までの期間は、厚生年金保険被保険者報酬月額変更届に基づく申立人に係る同年1月の標準報酬月額の随時改定により15万円と記録されていた(平成9年3月17日処理)ところ、まず、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成9年6月21日)の後の同年7月29日に、当該期間について9万2,000円へとさかのぼって減額訂正されたものの、その後の同年8月1日に、当該期間について、再度、当初の記録と同額の15万円へとさかのぼって増額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所(当時)に対する「質問応答書」において、厚生年金保険の標準報酬月額を引き下げる記録の訂正が行われた平成9年1月1日から同年6月21日までの期間、A社の事業主の立場にあった旨回答しており、また、同社の所在地を管轄する法務局から提出のあった同社に係る閉鎖事項全部証明書等により、申立人は、申立期間当時、代表取締役であったことが確認できる。

さらに、オンライン記録から申立期間当時にA社において厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員は、「自分はA社において経理事務を担当していたが、当時、同社の代表者印は、代表取締役である申立人が自ら管理しており、経理関係書類にも申立人が自ら決裁・押印していた。」旨供述している上、同社の代表者印の管理については、申立人も同様の供述を行っている。

加えて、オンライン記録では、申立期間当時、A社における厚生年金保険の被保険者数は10人程度と少数であることが確認できる。

これらのことから、A社の代表取締役であった申立人が、同社において社会保険関係の届出等に権限を有し、厚生年金保険料の給与からの控除及び社会保険事務所に対する厚生年金保険料の納付についても知り得る立場であったと考えるのが相当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨が規定されている。

そのため、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる資料を保有していないものの、仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、A社の代表取締役であった申立人は、上述のとおり特例法第1条第1項ただし書の規定に該当する者と認められることから、申立期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から同年6月1日まで
② 昭和27年6月15日から同年9月1日まで
③ 昭和32年12月1日から34年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうちの申立期間①及び②並びにB社本社に勤務した申立期間③の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①及び②並びに申立期間③にこれらの事業所に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、C中学校から提出のあった「卒業證書臺帳」、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から当該期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員の供述、申立人による同社に勤務していた当時の状況についての具体的な供述等から判断すると、申立人が当該期間当時、同社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、上記被保険者名簿及びオンラインの記録では、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同社の当時の代表者は連絡先が不明であるため供述が得られず、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

また、上記複数の従業員のうち一人は、申立期間①当時、A社では入社後に3か月間の試用期間があった旨供述している。

さらに、上記被保険者名簿では、上記複数の従業員の被保険者資格取得日は、いずれも申立人と同日の昭和27年6月1日と記録されていることが確

認できるところ、これらの従業員が入社したと供述している時期から当該資格取得日までの期間を見ると、いずれも2か月又は3か月となっていることが確認できる。

これらのことから、A社では、申立期間①当時、採用した従業員について、入社してから一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

加えて、上記複数の従業員のいずれからも、申立期間①に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができなかった。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立人のA社における被保険者資格取得日が昭和27年6月1日と記録されていることが確認できる。

2 申立期間②については、申立人は、当該期間以前から引き続きA社に勤務し、ミシンの製造に従事していた旨申し立てている。

しかし、上記のとおり、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同社の当時の代表者は連絡先が不明であるため供述が得られない上、申立人は、申立期間②当時の同僚を記憶していないため、申立人の当該期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

また、上記被保険者名簿から申立期間②当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員に照会したものの、連絡の取れた複数の従業員のいずれからも、申立人の当該期間における勤務の実態について確認することができなかった。

さらに、上記被保険者台帳では、申立人のA社における被保険者資格喪失日が昭和27年6月15日と記録されていることが確認できる。

3 申立期間③については、B社本社に係る事業所別被保険者名簿から当該期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員の供述、申立人による同社に勤務していた当時の状況についての具体的な供述等から判断すると、期間を特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、オンライン記録では、B社本社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同社の当時の代表者は既に死亡しているため供述が得られず、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

また、申立人は、申立期間③当時、「自分は、B社からの派遣社員として、同社の家具を販売する百貨店等において店頭業務に従事していた。」旨供述しているところ、当時の複数の従業員は、「当時、B社では、店頭業務従事者は、厚生年金保険を含む社会保険に加入させていなかった。」旨供述して

いる。

さらに、申立人は、申立期間③当時に同人と同一職種の店頭業務従事者としてB社に勤務していた同僚を記憶していないため、当該期間当時の同社における厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

加えて、申立期間③に係る上記被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は記載されておらず、健康保険番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 4 このほか、申立人の申立期間①及び②並びに③に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②並びに③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 12 月 16 日から 33 年 6 月 16 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社（現在は、B社）C支店に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 32 年 11 月の入社後、申立期間も含め継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった申立人に係る人事記録（「従業員カード」）及び事業主の回答、申立人から提出のあった採用通知書（A社C支店が作成）及び永年勤続に係る「表彰状」並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間にA社C支店に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、B社から提出のあったA社C支店に係る「社会保険台帳（健・厚）」を見ると、申立人の同社同支店における被保険者資格取得日は昭和 33 年 6 月 16 日と記録されており、これは、同社同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致している。

また、A社D出張所及び同社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿並びにオンライン記録により、同社D出張所は、所在地の移転に伴い、昭和 33 年 5 月 19 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、同日に同社C支店として厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるところ、同社D出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したものの、申立人の氏名は記載されておらず、健康保険番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人と同日の昭和 32 年 11 月 1 日に A 社に入社したと供述している、申立人と同一職種の同僚 3 人は、同社 D 出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録では、いずれも、申立人と同様に同社同出張所における厚生年金保険の加入記録が無く、かつ、同社 C 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録では、いずれも、申立人と同日の 33 年 6 月 16 日（二人）又は同日以降の同年 7 月 10 日（一人）に同社同支店において被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、上記 3 人の同僚に照会したものの、申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月ごろから 36 年 3 月ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社において自動車の陸送に従事していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚及びA社の当時の複数の従業員の供述、申立人による同社に勤務していた当時の状況についての具体的な供述等から判断すると、期間を特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 36 年 1 月 1 日であり、申立期間のうち、同日以前の期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、上記被保険者名簿等の記録では、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同社の当時の代表者とは連絡が取れないため供述が得られず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

さらに、申立人が記憶していた同僚及び上記被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員に照会したものの、連絡の取れた 13 人のいずれからも、当時の厚生年金保険の取扱い等について確認することができなかった。

加えて、申立期間のうち、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和36年1月以降の期間については、上記従業員のうち同年1月以降に同社に入社したと供述している6人の従業員が、いずれも申立人を記憶していない旨回答していることから、申立人の当該期間における勤務の実態について確認することができない。

また、上記被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は記載されておらず、健康保険番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 9 月 3 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社に勤務しており、また、記憶している先輩に問い合わせさせていただくと判明すると思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社に正社員として勤務していた旨申し立てている。

一方、適用事業所名簿及びオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 62 年 10 月 1 日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、上記の名簿及びオンライン記録では、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同社の所在地を管轄する法務局から提出のあった同社に係る閉鎖事項全部証明書により、同社は既に解散していることが確認できる上、同社の当時の代表者は既に死亡しているため供述が得られず、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、申立人が記憶していた同僚に照会したものの供述が得られず、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができなかった。

なお、上記同僚は、国民年金加入記録により、申立期間当時は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、上記同僚以外に申立人が記憶していた 3 人の同僚については、いずれ

も、申立人はその姓を記憶しているのみであるためこれらの者を特定できず、また、連絡先等も不明であるため供述が得られず、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月 1 日から同年 3 月 20 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和 59 年 3 月 20 日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務していたと申し立てているが、同社の代表者は、「会社に保存されている昭和 59 年の源泉徴収簿に、申立人の氏名は見当たらないことから、申立人は同年には当社に在籍しておらず、給与も支給されていないことが確認できる。」と供述している。

また、A社から提出された昭和 59 年 1 月分から同年 3 月分までの給料台帳には申立人の氏名が見当たらず、申立人の申立期間に係る勤務は確認できない。

さらに、申立人は同僚 2 人を記憶しているものの、1 人は既に死亡しており、他の 1 人は、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に加入記録が無く、所在が不明で連絡が取れないことから供述を得ることができない。

加えて、雇用保険の加入記録により、申立人が、A社を昭和 58 年 12 月 31 日に離職していることが確認でき、離職日の翌日と厚生年金保険の資格喪失日が一致しており、社会保険事務所(当時)の事務処理に不自然さはみられない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 11 月 25 日から 50 年 10 月 3 日まで
② 昭和 50 年 10 月 3 日から 51 年 7 月 1 日まで

A事業所（現在、B社）に勤務していた申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所に約3年間勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録により、申立人が、申立期間①のうち、昭和 48 年 11 月 25 日から 49 年 10 月 25 日まで、A事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムでは、申立期間においてA事業所は厚生年金保険の適用事業所にはなっていないことが確認できる。

また、B社は、「A事業所はB社の前身であるが、申立期間当時の従業員に係る資料は全く残っておらず、申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

さらに、B社の元代表者は、「A事業所は個人事業所であり、社会保険に加入しておらず、厚生年金保険料を控除することはあり得ない。」と供述している。

加えて、申立人が記憶している同僚は、「申立人のことは覚えているが、厚生年金保険料の控除については分からない。」と供述している。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人が、申立期間②のうち、昭和 51 年 5 月 20 日から同年 6 月 30 日まで、B社に勤務していた

ことが認められる。

また、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和51年5月1日であり、申立期間②のうち、50年10月3日から51年4月30日までは適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、B社は、申立期間②についても、「申立期間当時の従業員に係る資料は全く残っておらず、申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

一方、B社の元代表者は、「B社が適用事業所になったのは昭和51年5月1日であり、それ以前に厚生年金保険料を控除することはあり得ない。また、当時は2か月から3か月程度の試用期間を設けていた。仮に、申立人が二度目の入社であったとしても、他の従業員と同じように試用期間を設けていたものと思われる。」と供述している。なお、試用期間を設けていたことについては、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同日である昭和51年7月1日に被保険者資格を取得した従業員が、「自分は昭和51年5月ごろに入社した。」と供述していることから裏付けられる。

加えて、上記被保険者名簿により、申立期間②当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員に照会したところ、複数の従業員が「申立人のことは覚えているが、申立期間も継続して勤務していたか否かは不明である。」と供述している。

また、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得日については、厚生年金保険手帳記号番号払出簿の記録と上記被保険者名簿の記録とが一致しており、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点は見受けられない。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 31 日から 44 年 4 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 40 年 10 月 31 日から同社に勤務をしていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の支配人の供述により、申立人が、期間は特定できないが同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によれば、A社が適用事業所となったのは、申立人が被保険者の資格を取得した昭和 44 年 4 月 1 日であり、申立期間は適用事業所になっていないことが確認できる。

また、上記支配人及びA社の当時の経理事務担当者は、「A社の従業員が厚生年金保険に加入したのは、同社が適用事業所となった昭和 44 年 4 月からであり、それ以前は、給与から厚生年金保険料は控除していなかった。」とそれぞれ供述している。

さらに、申立人が記憶している複数の同僚は、「A社で厚生年金保険に加入したのは、同社が適用事業所となってからであり、それ以前は厚生年金保険料を控除されていなかった。」と供述している。このことは、同社に係る事業所別被保険者名簿により、上記支配人等を含め従業員約 100 人が、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和 44 年 4 月 1 日）に被保険者資格を取得していることから裏付けられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 21 年 6 月 1 日まで
A社(後に、B社。現在は、C社)に勤務した期間のうち、D営業所に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では、海外勤務していた期間も被保険者とする取扱いをしていたと思うので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が提出した在籍証明書及び社員カードにより、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、C社は、「申立期間当時、海外営業所に勤務していた従業員の厚生年金保険の加入状況に係る資料が保存されていないので、申立人の厚生年金保険料の控除等については不明である。」と回答している。

また、B社E支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が一緒にA社D営業所に赴任したとしている上司の厚生年金保険の資格取得日は、申立人と同日の昭和21年6月1日となっていることが確認でき、申立人と同様にA社D営業所で海外勤務していた当時の加入記録が無い。

さらに、B社及び同社E支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が自身より約1年前にA社D営業所に赴任したとしている同僚2人の厚生年金保険の資格取得日は、昭和21年5月13日及び同年11月1日となっていることが確認でき、A社D営業所で海外勤務していた当時の加入記録が無い。なお、上記上司及び同僚2人は死亡又は連絡先が不明であり、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間同時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員22人に照会したところ15人から回答があり、いずれも「海外で勤務していた従業員の

厚生年金保険の取扱い状況については分からない。」と回答している。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を確認したところ、申立人の厚生年金保険の資格取得年月日は、昭和21年6月1日と記載されており、上記被保険者名簿の記録と一致していることが確認できる。

なお、申立人が、昭和21年当時、B社E支社で自身の氏名が掲載されていたとしている「厚生年金保険の加入者名簿」については確認できない。

これらのことから、申立期間当時、A社では、A社D営業所において海外勤務期間中は従業員を厚生年金保険に加入させない取扱いを行っており、帰国後に加入させていたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月24日から39年10月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間が未加入であることが判明した。同社には、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述や複数の元従業員の供述から、期間は特定できないが、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかし、複数の元従業員が、「申立人は一般の従業員とは異なり、特殊技能を有する指導者的な扱いとして不定期的に勤務していた。」と供述している。

また、申立期間当時、A社において社会保険及び給与事務を担当していた元従業員は、「厚生年金保険に加入していない者の給与から厚生年金保険料を控除することはなかった。」と供述している。

さらに、A社は、昭和51年10月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡していることから、申立人の勤務状況や保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から44年4月21日まで

申立期間について脱退手当金など受給した^{おぼ}憶えは無いので、なぜ脱退手当金をもらったことになっているのか調査して、受給したという記録を取消し、厚生年金保険の給付額に反映するようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から1か月後の昭和44年5月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の周辺事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 30 日から同年 12 月 1 日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も退職金の計算の対象としている退職金明細書を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された退職金算出明細書及び退職所得の源泉徴収票から、申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人の申立期間における船員保険の記録が無いことが確認できる。

また、B社から提出された人事記録から、申立人は、昭和 43 年 9 月 2 日から同年 11 月 30 日まで、甲板手講習を受講していたことが確認できる。上記の船員保険被保険者名簿により、申立人と同様に記録が無い申立人を含む 7 人の申立期間に係る年金記録を調査したところ、全員が同年 8 月 30 日に資格を喪失しており、同年 12 月 1 日に資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記の者のうち申立人を含む 5 人は申立期間の加入記録が無く、2 人については船員保険の任意継続被保険者となっていることが確認できる。このことについて、複数の同僚は、当該期間にC校において、申立人を含む 5 人は甲板手講習を、2 人は操機手講習を受講していたと供述している。

加えて、上記同僚の一人は、「A社から、当該講習受講期間はいったん離職という形をとるので、自分で船員保険の任意継続手続きをするようにと言われ、全員納得した。書類は会社で作成してくれて、自分はD県庁で手続きをした。」

と供述している。また、当時、A社で船員保険を担当していた従業員は、「C校への講習受講派遣者は、昭和43年ごろは、任意継続被保険者としていたと思う。もっと後の年代には、船員保険に加入したまま派遣した。」と供述している。

また、申立人は申立期間にE県F市に居住していたところ、社会保険事務所（当時）が保管するE県の任意継続被保険者の被保険者名簿には、申立人の氏名は無い。

なお、申立人は、E県庁において、「任意継続被保険者になる手続きを行った記憶は無い。」としている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 10 月 11 日から同年 12 月 28 日まで
② 昭和 48 年 8 月 21 日から同年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の記録によると、グラフィックデザイン担当としてA社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の加入記録が無い。しかし、いずれの期間も間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①について、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は既にその事業を廃止している上、当時の事業主から供述が得られないことから、同社及び当該事業主から申立人の申立期間当時の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人はA社における当時の同僚を記憶していないことから、これらの者から申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間において被保険者であった従業員5人に照会したところ、回答があった3人全員が申立人のことを記憶していなかった。

さらに、従業員の一人は、「当時、従業員の出入りが激しくて、2か月から3か月は様子を見て、厚生年金保険に加入させていた。」と供述している。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を 事

業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立人は、申立期間②について、B社に勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記簿の記録が確認できず、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主の連絡先が不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、同僚の一人は、「B社は、当該期間はデザイン部門をC社に営業譲渡する話があって、厚生年金保険を脱退し廃業準備に入ったと思う。」と供述している。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の同社における被保険者期間である昭和48年1月5日から同年8月21日までに被保険者資格を取得している従業員15人のうち、11人が申立人と同様に同年8月21日に被保険者資格を喪失し、同年10月1日にC社で被保険者資格を取得していることが確認できる。なお、残る4人のうち2人は同年8月21日以前に資格喪失しており、ほかの2人はB社で同年10月1日及び同年10月8日に資格喪失している。

加えて、同僚の一人は、「当時、B社は、経営状況が悪化していたにもかかわらず、デザインチームの従業員の給与の手取り額が、増えていた。これは、厚生年金保険料が給与から控除されなかったことによるかもしれない。」と供述している。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月から 47 年 8 月まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い。しかし、同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における当時の事業主の氏名を記憶していることから、期間は特定できないものの、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、同社が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者名簿(連名式)」に申立人の氏名の記載が無いと回答している。

また、A社が保管している申立期間に係る上記名簿の資格取得者と、同社に係る社会保険事務所(当時)の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における資格取得者は、すべて一致していることが確認できる。

さらに、A社は、厚生年金保険と雇用保険は同時に加入させていると回答しているところ、申立人の同社における雇用保険の加入記録は無い上、同社は、「申立期間当時は従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった。厚生年金保険への加入は、従業員との話合いで決めていた。」と回答している。

加えて、申立人が記憶する当時の同僚3人の姓をA社に照会したところ、上記の名簿には、これらの者は見当たらないとの回答があり、社会保険事務所の上記名簿でも、見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 21 日から 59 年 1 月 20 日ごろまで
厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い。しかし、同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和 54 年 4 月 23 日から 56 年 8 月 4 日まで雇用保険に加入していることから、申立人は、当該期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録では、A社は、平成 3 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A社の事業主は、「申立期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述している。

さらに、申立人が記憶している同僚から提出されたA社における昭和 58 年 3 月の給料支払明細書によると、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 2 月 15 日から 30 年 2 月 2 日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には、昭和 28 年 7 月 1 日から 30 年 11 月 1 日まで継続して勤務しており、途中退職したり、1 年後に再就職したことはないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 28 年 7 月 1 日から 30 年 11 月 1 日までA社に継続して勤務し、途中退職したり、1 年後に再就職したことはないと主張しているが、同社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が、28 年 7 月 1 日から 29 年 2 月 15 日までA社で、30 年 2 月 2 日から同年 11 月 1 日までB社で厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、A社は既に解散しており、同社の代表取締役の連絡先が不明なため、同社及び当該代表取締役から、申立人の同社における勤務実態等について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間及び申立期間前後に厚生年金保険に加入している複数の元従業員に照会したが、申立人を記憶している者がいないため、これらの元従業員から申立人の勤務実態について確認できない。

加えて、A社及びB社に係る商業登記簿謄本により、両社で重複して役員となっている者がいないことが確認できる上、両社の複数の元従業員は、「両社は関連会社ではない」と供述していることから、A社とB社は、関連がなく別会社であることがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年から 54 年までのうちの 1 年間

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 52 年から 54 年までのうちの約 1 年間、営業担当として同社に勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員の供述により、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に解散しており、当時の事業主は死亡しているため、同社及び当該事業主から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間当時のA社における社会保険事務の担当者は、「営業の人は歩合給のため、社会保険には加入させていなかった。」と回答しているところ、申立人は、「同社には営業担当として勤務していた。」と供述している。

さらに、申立人は、申立期間を含む昭和 45 年 4 月から 63 年 3 月まで国民年金に加入し、51 年 10 月から同年 12 月まで及び 52 年 4 月から同年 6 月までの期間を除き、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月13日から28年12月ごろまで
駐留軍施設に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同施設に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A労務管理事務所の記録管理業務を引き継いだB省C局D事務所が保管する「連合国軍関係常備使用人登録票」の表面の記載により、申立人が昭和27年3月20日から同年7月12日までE社で勤務していたことが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、上記「連合国軍関係常備使用人登録票」の裏面において「昭和27年7月12日予告付解雇、退職手当支給」と記載されていることから、申立人は昭和27年7月12日付けで解雇され、政府の常備使用人としての身分を失ったことが確認できる。

さらに、B省F局G事務所では、「当時の厚生年金保険に関する資料等を保管していないため、申立人の厚生年金保険の加入状況等は不明。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は、同僚を記憶していないため照会ができない上、A労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、所属別に記録されていないため、申立人と同様の職務であった従業員が特定できず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について照会することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年12月21日から26年3月16日まで
② 昭和27年7月22日から28年8月31日まで

A社に勤務した申立期間①及び②について加入記録が無い。同社に勤務していたのは確かなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された人事記録簿により、申立人は、申立期間当時、A社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、「当社が保管する厚生年金保険被保険者に係る台帳に、申立人が昭和26年3月16日に資格を取得していることが記録されていることから、申立期間に給与からの保険料控除は考え難い。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者であった複数の従業員に照会したところ、「A社には、入社して3か月の試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入していなかった。」旨回答している。

一方、申立期間②について、A社は、「当社が提出した人事記録簿から、申立人は、昭和27年7月27日に退職していることが記録されており、申立期間の勤務は考え難い。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者であった複数の従業員に照会したところ、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除につい

て確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年10月25日から29年9月1日まで
② 昭和29年9月29日から34年10月ごろまで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和28年8月に入社し、34年ごろまで住み込みで勤務していたことに間違いないので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社は、「申立人は昭和28年10月25日に厚生年金保険の資格を喪失した。」と回答しており、このことは同社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届」に申立人の資格喪失日が同日と記載されていることにより確認できる。

また、B社は、「途中で厚生年金保険の被保険者記録の無い人は一度退職した人だと思う。」と回答している。

さらに、申立人はA社において一緒に勤務していた同僚等を記憶していないことから照会することができず、申立期間当時の申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員のうち、連絡先の判明した2名に照会したところ、いずれも「申立人のことは記憶していない。」と供述している。

申立期間②について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照

会したところ、連絡の取れた7名のうち1名は申立人を記憶していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、「申立人は昭和29年9月29日に資格を喪失した。」と回答しており、このことは同社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届」に申立人の資格喪失日が同日と記載されていることにより確認できる。また、同社は、「厚生年金保険の加入記録が無い期間の保険料控除は考えられない。」と回答している。

また、上記従業員を含む4名は、「自身の厚生年金保険の加入記録は、記憶している勤務期間と異なっている。」と回答していることから、同社では当時厚生年金保険の取扱いについて、理由は不明であるが、一時的に厚生年金保険に加入させていなかったことが考えられる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 10 月 1 日から 32 年 1 月 1 日まで
② 昭和 32 年 1 月 1 日から 33 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、それぞれの会社に継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の元従業員による「いつごろから当社に在籍していたのか覚えていないが、当時、申立人と一緒に勤務していたことは覚えている。」旨の供述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の当時の代表者及び社会保険担当者は所在不明であることから、同社における申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「当時、当社は、経営状態が悪化し、従業員の人員削減を行っていた時期であり、従業員全員が厚生年金保険に加入していたかどうか分からない。」旨供述している上、申立人が記憶している複数の同僚の厚生年金保険の加入記録が確認できないなど、申立人が申立期間①において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

申立期間②については、B社の元従業員による「いつごろから当社に在籍し

ていたのか覚えていないが、当時、申立人と一緒に勤務していたことは覚えている。」旨の供述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人が同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、B社は、オンライン記録によると、昭和33年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、B社の当時の代表者及び社会保険担当者は所在不明であることから、同社における申立期間②の申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「当時、自らの給与から保険料が控除されていたかについては記憶が無い。」旨供述しているなど、申立人が申立期間②において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 12 月 1 日から 5 年 3 月 22 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、平成 2 年 12 月から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員による「申立人は、私より後の平成 2 年 12 月 1 日に入社し、申立期間において勤務していた。」旨の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の当時の代表者は「申立期間当時の関係資料を保存しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険の資格取得日及び保険料控除については不明である。」旨供述していることから、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「申立人は、申立期間当時、厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

また、雇用保険、健康保険組合及び厚生年金基金の加入記録では、申立人の資格取得日は、いずれも平成 5 年 3 月 22 日となっており、オンライン記録による厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

さらに、申立人は、国民健康保険の加入記録によると、申立期間を含む平成2年7月23日から5年3月23日まで国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月1日から39年3月5日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には昭和37年3月から継続して42年2月まで勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が昭和37年3月5日からA社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、昭和43年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は、同社が既に倒産し書類を破棄していることから社会保険関係の書類は無いとしており、同社及び事業主から申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立期間にA社において厚生年金保険の加入記録のある従業員24人に照会したところ15人から回答があり、そのうち申立人を知っている者は4人であったが、当該4人はいずれも申立人が申立期間に勤務していたか否かまでは不明としている。

さらに、事業主は、A社では3か月の試用期間を設けており、正社員と認められた後、厚生年金保険に加入させた旨回答しているほか、回答のあった従業員のうち二人は、希望者だけが厚生年金保険に加入した旨供述していることから、同社では、すべての従業員を厚生年金保険には加入させない取扱いがあったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与から

の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 1 日から 36 年 1 月 20 日まで

A社(昭和 38 年 11 月 1 日にB社に名称変更)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に申立期間を含む昭和 34 年 3 月 10 日から 38 年 6 月 5 日まで活版印刷の職人として継続して勤務していたとしている。

しかしながら、オンライン記録では、申立人は、A社において昭和 34 年 3 月 10 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、35 年 5 月 1 日に資格を喪失した後、昭和 36 年 1 月 20 日に同社において再度資格を取得しており、申立期間についての被保険者記録が無い。

そこで、申立期間に係る申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況について確認するため、事業主に繰り返し文書照会したものの回答は得られず、また、申立期間当時、経理事務担当者で主任であった者は、給料計算及び社会保険事務を行ってはいたが、従業員は大勢いたので、申立人を知らない旨供述している。

さらに、申立期間に厚生年金保険の加入記録がある従業員に照会し 14 人から回答があったところ、申立人を知っていると回答した 4 人は、いずれも申立人が申立期間に継続して勤務していたかどうかは記憶に無いとしている。

なお、上記 4 人のうち、申立人が姓を挙げた一人は、自分がA社へ入社した昭和 34 年ごろは、印刷の機械が 2 台あり、その 2 年後の昭和 36 年ごろに 1 台機械を導入したが、申立人は新しい機械が導入した時に入社してきたと思う旨供述しており、また、申立人を知らないと回答した 10 人のうち、申立人が姓を挙げた一

人は、自分がA社にいた時は申立人の叔父と他の従業員の二人しかいなかった旨供述している。

加えて、回答のあった複数の従業員は、会社には忙しい時だけ働きに来る渡り職人のような人たちがおり、そのような人たちは会社をよく移動した旨供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。